

大和市教育委員会 3 月定例会

日 時 令和 8 年 3 月 2 6 日

午前 1 0 時 0 0 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会 議 時 間 の 決 定

3 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定

4 教 育 長 の 報 告

5 議 事

日程第 1 (議案第 7 号) 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 8 号) 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

日程第 3 (議案第 9 号) 大和市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則について

日程第 4 (議案第 1 0 号) 大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について

日程第 5 (議案第 1 1 号) 大和市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

日程第 6 (報告第 1 号) 大和市教育委員会職員の仕事異動について

6 そ の 他

7 閉 会

(1) 前月定例会以降の動き

1. 学校保健研究会	2/18（水）	保健福祉センター
2. 教育委員会表彰式	2/22（日）	文化創造拠点シリウス
3. 高齢者叙勲伝達式	2/26（木）	大和市役所
4. DNAベースターズキャップ贈呈式	2/27（金）	桜丘小学校
5. 日米交流事業	2/28（土）	厚木基地
6. 一般社団法人大和市野球連盟総合開会式	3/ 1（日）	大和スタジアム
7. ボーイスカウト第5団50周年記念式典	3/ 1（日）	北大和小学校
8. 大和・綾瀬スポーツフェスティバル	3/ 8（日）	綾瀬スポーツ公園
9. 卒業証書授与式	3/11（水）	上和田中学校
10. 地域とつながる総合的な学習の実践事例発表 北大和小学校5年生×大和シルフィード	3/15（日）	大和スポーツセンター
11. 珠算競技大会表彰式	3/15（日）	大和商工会議所
12. 卒業証書授与式	3/19（木）	草柳小学校
13. 西鶴間しんちゃんハウス卒業生を送る会と 新入生歓迎会	3/21（土）	西鶴間小学校
14. 臨時校長会	3/23（月）	大和市役所
15. 大和シティバレエダンス公演	3/25（水）	北沢タウンホール

(2) 令和8年3月 大和市議会 第1回定例会日程

- ・本会議 初日 2/25（水） 一般質問 3/16（月）・17（火）・18（水）
最終日 3/24（火）
- ・委員会 こども教育常任委員会 3/ 2（月） 厚生常任委員会 3/ 3（火）

○ 一般質問の概要

- ① 石田 裕 議員 ・一人一台端末に関わって
- ② 町田 零二 議員 ・学校について
- ③ 大波 修二 議員 ・平和について
- ④ 西田 恵美 議員 ・外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語支援について
- ⑤ 星野 翔 議員 ・特定の人権・同和団体への配慮を感じる税金支出は適正なのかについて
- ⑥ 小倉 隆夫 議員 ・学校教育に関連して
- ⑦ 青木 正始 議員 ・防災対策について ・防犯対策について
- ⑧ 堀口 香奈 議員 ・学校教育に関わって
- ⑨ 布瀬 恵 議員 ・予防接種について
- ⑩ 古木 邦明 議員 ・農業教育について
- ⑪ 北島 康平 議員 ・教育の質の向上と教員の負担軽減に向けたデジタル活用について
・放課後寺子屋やまと及び放課後子どもひろば事業の開催数減に伴う
子どもの居場所について

(3) 次月定例会までの予定

1. 大和市交通安全対策協議会役員会	3/27 (金)	大和市役所
2. 退職辞令交付式	3/31 (火)	大和市役所
3. 採用辞令交付式	4/ 1 (水)	保健福祉センター
4. 小学校入学式参列	4/ 6 (月)	下福田小学校
5. 大和市書道連盟定期連盟展	4/10 (金)	文化創造拠点シリウス
6. 小中校長会	4/16 (木)	大和市役所
7. 大和市子ども会連絡協議会総会	4/13 (月)	文化創造拠点シリウス
8. やまと子どもミュージカル第20回記念公演	4/18 (土)	文化創造拠点シリウス
9. 青少年指導員連絡協議会総会	4/18 (土)	保健福祉センター

議案第7号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則について

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則
について、審議願いたく提案する。

令和8年3月26日提出

大和市教育委員会
教育長 藤 井 明

大和市教委規則第 号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条教育部教育総務課第31号ウ中「500,000円」を「1,000,000円」に、同号オ中「400,000円」を「800,000円」に、同号カ中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同条教育部保健給食課中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第7条第1項第6号中「（栄養指導センターを含む。）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p>(31) 教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る次に掲げる契約を結ぶこと。</p> <p>ア 教育財産の貸借契約</p> <p>イ 大和市物品取扱規則(昭和41年大和市規則第34号)第6条第3項に掲げる物品の供給契約</p> <p>ウ 学校その他教育施設の維持管理等に必要な業務の委託契約(設計金額が<u>1,000,000円</u>以下のものに限る。)</p> <p>エ 学校に係る教育研究及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に基づく健康診断に係る業務の委託契約</p> <p>オ 学校その他教育施設の運営に必要な物品等の賃貸借契約(設計金額が<u>800,000円</u>以下のものに限る。)</p> <p>カ 学校その他教育施設に係る工事請負契約(設計金額が<u>2,000,000円</u>以下のものに限る。)</p> <p>(32)～(35) 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>保健給食課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 学校給食共同調理場運営協議会に関すること。</p>	<p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p>(31) 教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る次に掲げる契約を結ぶこと。</p> <p>ア 教育財産の貸借契約</p> <p>イ 大和市物品取扱規則(昭和41年大和市規則第34号)第6条第3項に掲げる物品の供給契約</p> <p>ウ 学校その他教育施設の維持管理等に必要な業務の委託契約(設計金額が<u>500,000円</u>以下のものに限る。)</p> <p>エ 学校に係る教育研究及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に基づく健康診断に係る業務の委託契約</p> <p>オ 学校その他教育施設の運営に必要な物品等の賃貸借契約(設計金額が<u>400,000円</u>以下のものに限る。)</p> <p>カ 学校その他教育施設に係る工事請負契約(設計金額が<u>1,300,000円</u>以下のものに限る。)</p> <p>(32)～(35) 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>保健給食課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 栄養指導センターに関すること。</u></p> <p><u>(11) 学校給食共同調理場運営協議会に関すること。</u></p>

指導室

(1) ~ (13) 略

(学校給食共同調理場)

第7条 共同調理場条例第2条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) ~ (5) 略

(6) 学校給食共同調理場内の維持管理に関すること。

(7) 略

2 略

指導室

(1) ~ (13) 略

(学校給食共同調理場)

第7条 共同調理場条例第2条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) ~ (5) 略

(6) 学校給食共同調理場内 (栄養指導センターを含む。) の維持管理に関すること。

(7) 略

2 略

○大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則

昭和40年5月1日教委規則第2号

改正

昭和42年7月8日教育委員会規則第4号
 昭和44年3月26日教育委員会規則第3号
 昭和44年7月25日教育委員会規則第10号
 昭和46年6月24日教育委員会規則第2号
 昭和47年3月31日教育委員会規則第5号
 昭和48年3月31日教育委員会規則第1号
 昭和48年9月29日教育委員会規則第9号
 昭和49年3月29日教育委員会規則第4号
 昭和50年3月26日教育委員会規則第3号
 昭和50年9月29日教育委員会規則第7号
 昭和51年4月1日教育委員会規則第1号
 昭和51年6月29日教育委員会規則第9号
 昭和51年10月1日教育委員会規則第15号
 昭和52年4月1日教育委員会規則第1号
 昭和53年9月1日教育委員会規則第12号
 昭和53年12月27日教育委員会規則第18号
 昭和54年6月28日教育委員会規則第6号
 昭和55年6月30日教育委員会規則第5号
 昭和56年9月25日教育委員会規則第7号
 昭和57年3月23日教育委員会規則第3号
 昭和57年6月25日教育委員会規則第11号
 昭和57年8月27日教育委員会規則第14号
 昭和58年6月25日教育委員会規則第7号
 昭和59年3月28日教育委員会規則第2号
 昭和59年10月1日教育委員会規則第10号
 昭和61年2月20日教育委員会規則第3号
 昭和61年4月24日教育委員会規則第6号
 昭和61年9月27日教育委員会規則第8号
 昭和61年10月7日教育委員会規則第12号
 昭和61年12月1日教育委員会規則第13号
 昭和63年1月28日教育委員会規則第1号
 平成元年3月20日教育委員会規則第4号
 平成2年3月29日教育委員会規則第4号
 平成3年6月25日教育委員会規則第3号
 平成4年3月21日教育委員会規則第2号
 平成5年3月26日教育委員会規則第4号
 平成6年3月29日教育委員会規則第1号

平成7年9月28日教育委員会規則第7号
平成8年3月29日教育委員会規則第3号
平成9年3月28日教育委員会規則第2号
平成10年3月2日教育委員会規則第2号
平成10年3月26日教育委員会規則第4号
平成10年7月24日教育委員会規則第7号
平成10年9月30日教育委員会規則第9号
平成11年3月19日教育委員会規則第1号
平成13年3月29日教育委員会規則第2号
平成13年12月25日教育委員会規則第7号
平成14年3月28日教育委員会規則第3号
平成14年6月28日教育委員会規則第11号
平成15年3月20日教育委員会規則第4号
平成15年9月8日教育委員会規則第5号
平成17年2月23日教育委員会規則第1号
平成17年7月27日教育委員会規則第14号
平成17年9月29日教育委員会規則第16号
平成18年3月27日教育委員会規則第8号
平成18年6月23日教育委員会規則第9号
平成19年1月30日教育委員会規則第3号
平成19年3月22日教育委員会規則第5号
平成20年3月27日教育委員会規則第11号
平成20年10月20日教育委員会規則第18号
平成21年3月30日教育委員会規則第1号
平成25年5月27日教育委員会規則第11号
平成27年3月27日教育委員会規則第12号
平成31年3月28日教育委員会規則第2号
令和2年3月26日教育委員会規則第2号
令和4年3月25日教育委員会規則第1号
令和5年3月23日教育委員会規則第4号
令和5年3月23日教育委員会規則第5号
令和6年2月14日教育委員会規則第1号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、教育行政事務の適正かつ能率的な運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項、大和市教育研究所設置条例（昭和41年大和市条例第15号。以下「研究所条例」という。）第3条、大和市青少年相談室設置条例（昭和44年大和市条例第10号。以下「青少年相談室条例」という。）第3条、大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和48年大和市条例第15号。以下「共同調理場条例」という。）第6条及び大和市特別支援教育センター条例（平成30年大和市条例第29号。以下「センター

条例」という。)第3条の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の分掌、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき補助執行する事務及び職員の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌機関)

第2条 前条に規定する教育委員会の権限に属する事務を分掌する機関を分類して事務局及び所管機関とし、それぞれの意義は、次に定めるところによる。

(1) 事務局 法第17条第1項の規定に基づき設置された事務局をいう。

(2) 所管機関 研究所条例第1条の規定に基づき設置された教育研究所、青少年相談室条例第1条の規定に基づき設置された青少年相談室、共同調理場条例第2条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場及びセンター条例第1条の規定に基づき設置された特別支援教育センターをいう。

(部等の設置)

第3条 事務局に次の部、課、室及び係を置く。

教育部

教育総務課 政策調整係 施設係

学校教育課 学務係

保健給食課 保健給食係

指導室 指導係 指導事務調整係

(部、課及び室の事務分掌)

第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会の秘書及び交際に関すること。
- (3) 教育委員会の儀式及び表彰に関すること。
- (4) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。
- (5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (6) 事務局、学校及び所管機関の職員(県費負担教職員(以下「教職員」という。))を除く。)の人事及び給与に関すること。
- (7) 非常勤特別職職員の委嘱及び解嘱に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 法制に関すること。
- (10) 例規に関すること。
- (11) 行政文書の公開に関すること。
- (12) 個人情報保護に関すること。
- (13) 教育に関する統計調査(他課に属するものを除く。)及び広報に関すること。
- (14) 児童生徒の推計に関すること。
- (15) 教育部内の文書の発収及び保存に関すること。
- (16) 教育関係予算の総括に関すること。
- (17) 教育部内の庶務に関すること。

- (18) 教育部内の事務事業の調整及び会議に関する事。
- (19) 教育部内の施策の総合調整に関する事。
- (20) 教育行政に関する相談に関する事。
- (21) 学校施設の整備に係る調査及び企画に関する事。
- (22) 学校施設の整備及び維持管理に関する事。
- (23) 学校施設の営繕に関する事。
- (24) 学校施設の工事の監督（他に委託するものを除く。）に関する事。
- (25) 学校施設台帳の整備に関する事。
- (26) 学校管理物品の整備に関する事。
- (27) 学校施設の使用申請等に関する事。
- (28) 大和市土地開発公社との連絡に関する事。
- (29) 教育部の所掌に係る国及び県の補助金、委託金及び負担金の申請、調査、請求及び報告に関する事。
- (30) 教育部の所掌に係る次に掲げる徴収金の調定及び徴収に関する事。
 - ア 学校その他教育施設の使用料
 - イ その他の事務に係る徴収金
- (31) 教育機関（教育部が所掌するものに限る。）に係る次に掲げる契約を結ぶ事。
 - ア 教育財産の貸借契約
 - イ 大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）第6条第3項に掲げる物品の供給契約
 - ウ 学校その他教育施設の維持管理等に必要な業務の委託契約（設計金額が500,000円以下のものに限る。）
 - エ 学校に係る教育研究及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に基づく健康診断に係る業務の委託契約
 - オ 学校その他教育施設の運営に必要な物品等の賃貸借契約（設計金額が400,000円以下のものに限る。）
 - カ 学校その他教育施設に係る工事請負契約（設計金額が1,300,000円以下のものに限る。）
- (32) 教育機関（教育部が所掌するものに限る。）に係る物品の売却その他の処分に関する事。
- (33) 教育機関（教育部が所掌するものに限る。）に係る寄附金等の受入れに関する事。
- (34) 教育部の所掌に係る議案（予算を除く。）の作成及び議案につき、市議会において説明すること。
- (35) 第29号から第31号までに掲げるもののほか、教育部の所掌に係る予算についての支出負担行為、支出命令その他予算執行に関する事。

学校教育課

- (1) 教職員の任免、服務その他人事に関する事。
- (2) 教職員の人事評価に関する事。
- (3) 教職員の福利厚生に関する事。
- (4) 学校の組織及び学級編成に関する事。
- (5) 学齢簿の編制、整備並びに保管に関する事。

- (6) 児童生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事。
- (7) 就学の猶予及び免除に関する事。
- (8) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (9) 就学援助に関する事。
- (10) 奨学金に関する事。
- (11) 生徒運賃割引証に関する事。
- (12) 学校基本調査及び進路状況調査に関する事。

保健給食課

- (1) 学校保健に係る調査及び企画に関する事。
- (2) 児童生徒及び教職員等の保健衛生に関する事。
- (3) 就学時健康診断に関する事。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (5) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事。
- (6) 学校給食施設の整備計画に関する事。
- (7) 学校給食の管理指導に関する事。
- (8) 給食用物資の購入計画に関する事。
- (9) 学校給食共同調理場の運営管理に関する事。
- (10) 栄養指導センターに関する事。
- (11) 学校給食共同調理場運営協議会に関する事。

指導室

- (1) 教科、道徳、特別活動等の指導助言に関する事。
- (2) 教科用図書その他の教材等の取扱い、研究及び指導に関する事。
- (3) 教科用図書の採択に関する事。
- (4) 教職員の研修に関する事。
- (5) 児童生徒の事故に関する事。
- (6) 特別支援学級入級に関する事。
- (7) 学校行事予定に関する事。
- (8) 校外行事及び振替授業に関する事。
- (9) 学校教育振興に係る調査研究に関する事。
- (10) 教材教具及び学校図書館図書整備に関する事。
- (11) 教育相談指導に関する事。
- (12) 児童・生徒指導に関する事。
- (13) 教育研究所との連絡調整に関する事。

(教育研究所)

第5条 研究所条例第1条の規定に基づき設置された教育研究所に教育研究係を置く。

2 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 研究所の管理運営に関する事。
- (2) 教育の研究調査に関する事。
- (3) 教育図書及び教育資料に関する事。
- (4) 研究調査成果の発表及び出版に関する事。

- (5) 教育関係職員等の研修に関する事。
- (6) 教育活動の支援に関する事。
- (7) 教育史料の収集と刊行に関する事。
- (8) 教育の情報化に関する事。
- (9) 理科学習及び総合的な学習の推進に関する事。
- (10) その他教育研究所の庶務に関する事。

3 教育研究所は、教育部に属する。

(青少年相談室)

第6条 青少年相談室条例第1条の規定に基づき設置された青少年相談室に青少年相談係を置く。

2 青少年相談室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 青少年相談に関する事。
- (2) 教育相談に関する事。
- (3) 不登校児童生徒の支援に関する事。
- (4) 教育支援教室に関する事。
- (5) 街頭補導及び継続補導に関する事。
- (6) 社会環境浄化活動に関する事。
- (7) 相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関する事。
- (8) 相談室の管理運営に関する事。
- (9) その他相談室内の庶務に関する事。

3 青少年相談室は、教育部に属する。

(学校給食共同調理場)

第7条 共同調理場条例第2条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 給食の調理及び配送に関する事。
- (2) 給食用物資の発注及び検収に関する事。
- (3) 食器、食かん等の洗浄、消毒及び保管に関する事。
- (4) 献立の作成、調理指導及び栄養の調査研究に関する事。
- (5) 衛生管理に関する事。
- (6) 学校給食共同調理場内(栄養指導センターを含む。)の維持管理に関する事。
- (7) その他学校給食共同調理場内の庶務に関する事。

2 学校給食共同調理場は、教育部保健給食課に属する。

(特別支援教育センター)

第8条 センター条例第1条の規定に基づき設置された特別支援教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 通級指導教室に関する事。
- (2) 教育支援教室に関する事。
- (3) 教育相談及び教育指導に関する事。
- (4) 教育支援委員会に関する事。
- (5) 教職員の研修に関する事。
- (6) 特別支援教育センター内の維持管理に関する事。

(7) その他特別支援教育センター内の庶務に関すること。

2 特別支援教育センターは、教育部指導室に属する。

(主管事務の決定)

第9条 所掌が明確でない事務は、その関係の比較的多い課等が分掌し、さらにその主管が明確でないものは、教育長の裁定による。

(事務分担)

第10条 課長、室長及び所管機関の長は、毎年4月1日現在における所属職員（非常勤職員を除く。）の事務分担を定め、同月20日までに教育長に報告しなければならない。

2 前項に規定するほか、所属職員の異動によって事務分担に変更があったときは、当該異動のあった日から10日以内に、これに係る事務分担を報告しなければならない。

(準用)

第11条 職員の服務、給与、文書等については、別に定めがあるものを除き、市長の事務部局の諸規定の例による。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 大和市教育委員会処務規則（昭和33年大和町教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則（昭和42年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則（昭和44年教委規則第3号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年教委規則第10号）

この規則は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和46年教委規則第2号）

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年教委規則第5号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年教委規則第1号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年教委規則第9号）

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年教委規則第4号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年3月1日から適用する。

附 則（昭和50年教委規則第7号）

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年教委規則第9号）

この規則は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年教委規則第1号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年教委規則第12号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年教委規則第18号）

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年教委規則第6号）

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年教委規則第5号）

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年教委規則第7号）

この規則は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年教委規則第3号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年教委規則第11号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年教委規則第14号）

この規則は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（昭和58年教委規則第7号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年教委規則第2号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年教委規則第10号）

この規則は、昭和59年11月27日から施行する。

附 則（昭和61年教委規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の規定は、昭和61年3月1日から適用する。

附 則（昭和61年教委規則第8号）

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年教委規則第12号）

この規則は、昭和61年10月13日から施行する。

附 則（昭和61年教委規則第13号抄）

1 この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成元年教委規則第4号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第4条教育総務部総務課第8号の次に1号を加える改正規定は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第4号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第3号）

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第4号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第7号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第2号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第2号抄）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第7号）

この規則は、平成10年8月23日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第9号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第7号）

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第11号）

この規則は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成14年7月15日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第5号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第14号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第9号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第11号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第18号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月27日教委規則第11号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教委規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日教委規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日教委規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日教委規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月14日教委規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

令和8年3月26日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

大和市教育委員会訓令第 号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2保健給食課、学校給食の項課長の欄を次のように改める。

- ① 学校給食の指導助言
- ② 学校給食共同調理場の運営管理

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

改正案						現行					
別表第2 (第4条関係)						別表第2 (第4条関係)					
略						略					
保健給食課	略					保健給食課	略				
	学校給食	① 学校給食の指導助言 ② 学校給食共同調理場の運営管理		① 給食施設及び設備等の整備計画 ② 給食費徴収金の収支決算 ③ 給食用材料の納入業者の指定 ④ 学校給食補助員の雇用計画	給食費徴収金額の決定		学校給食	① 学校給食の指導助言 ② <u>栄養指導センターの運営管理</u> ③ 学校給食共同調理場の運営管理		① 給食施設及び設備等の整備計画 ② 給食費徴収金の収支決算 ③ 給食用材料の納入業者の指定 ④ 学校給食補助員の雇用計画	給食費徴収金額の決定
略						略					
略						略					

改正

昭和44年4月19日教育委員会訓令第1号
昭和44年7月28日教育委員会訓令第2号
昭和46年6月24日教育委員会訓令第3号
昭和47年3月31日教育委員会訓令第1号
昭和48年3月31日教育委員会訓令第1号
昭和48年10月15日教育委員会訓令第3号
昭和49年3月29日教育委員会訓令第2号
昭和50年4月1日教育委員会訓令第1号
昭和50年4月24日教育委員会訓令第3号
昭和50年9月29日教育委員会訓令第4号
昭和51年4月1日教育委員会訓令第1号
昭和51年6月29日教育委員会訓令第3号
昭和52年4月1日教育委員会訓令第1号
昭和53年9月1日教育委員会訓令第2号
昭和53年12月27日教育委員会訓令第5号
昭和54年7月1日教育委員会訓令第1号
昭和56年9月25日教育委員会訓令第2号
昭和57年10月28日教育委員会訓令第3号
昭和58年6月28日教育委員会訓令第1号
昭和59年3月21日教育委員会訓令第1号
昭和59年10月1日教育委員会訓令第4号
昭和62年9月1日教育委員会訓令第1号
平成元年3月28日教育委員会訓令第1号
平成元年9月29日教育委員会訓令第5号
平成3年6月25日教育委員会訓令第1号
平成4年3月21日教育委員会訓令第2号
平成5年4月1日教育委員会訓令第1号
平成6年3月30日教育委員会訓令第3号
平成7年9月28日教育委員会訓令第2号
平成8年2月1日教育委員会訓令第1号
平成8年3月29日教育委員会訓令第3号
平成9年3月28日教育委員会訓令第1号
平成10年3月26日教育委員会訓令第1号
平成10年9月30日教育委員会訓令第4号
平成11年3月31日教育委員会訓令第2号
平成14年3月29日教育委員会訓令第1号
平成14年8月5日教育委員会訓令第3号

平成15年9月8日教育委員会訓令第1号
平成17年2月21日教育委員会訓令第1号
平成18年2月28日教育委員会訓令第2号
平成19年3月30日教育委員会訓令第1号
平成21年3月31日教育委員会訓令第4号
平成22年3月1日教育委員会訓令第1号
平成22年3月30日教育委員会訓令第3号
平成25年9月30日教育委員会訓令第2号
平成27年3月31日教育委員会訓令第1号
平成28年3月31日教育委員会訓令第1号
平成29年3月30日教育委員会訓令第1号
平成31年3月28日教育委員会訓令第2号
令和2年2月18日教育委員会訓令第1号
令和2年3月26日教育委員会訓令第3号
令和5年3月23日教育委員会訓令第2号

大和市教育委員会事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号。以下「事務委任規則」という。）第3条に定める教育長の専決事項及び教育長の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職位 組織上の地位をいう。
- (2) 職務 職位に課せられた業務をいう。
- (3) 責任事項 職務の遂行に伴う活動を列挙したものをいう。
- (4) 権限 責任事項を遂行するために必要な指揮、命令、決定等を行う職位上の決定権をいう。
- (5) 調整 方針に対する2以上の立案等の相互補完、均整又は統合を図ることをいう。
- (6) 決定 決裁の過程における各職位の意思決定をいう。
- (7) 決裁 案件の内容を確定する最終職位の意思決定をいう。
- (8) 代決 教育長又は決裁する者が旅行その他の理由により決裁できない場合（以下「不在」という。）は、この訓令の定める者が代わって決裁することをいう。
- (9) 専決 課長（指導室長並びに教育研究所長及び青少年相談室長を含む。以下同じ。）及び係長又はセンター長のうち主幹又は主任指導主事（以下「主幹等」という。）を兼ねる者（以下「主幹兼係長又はセンター長」という。）の決裁事項のうち別表第1及び別表第2に規定する事項を当該課長及び主幹兼係長又はセンター長の管理の下において、所定職員を指定し、その権限を実務上行使させることをいう。
- (10) 代行 決裁する者が不在のため、その上位の職位にある者が代わって決裁することをいう。
- (11) 事務局 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第2条第1号に規定する事務局をいう。
- (12) 所管機関 組織規則第2条第2号に規定する所管機関をいう。

(権限行使の基準)

第3条 権限の行使に当たっては、おおむね次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 権限の行使は、この訓令により権限を委譲された職位にある者が自ら行使するものとする。
- (2) あらかじめ手続が定められたもの、又は指示された方針若しくは基準がある場合は、それに従って行使しなければならない。
- (3) 職位の権限事項は、その職位の直上位者の権限を分担補佐するものであるから、この訓令に定める直下位者の権限の行使について、その結果に対する全般的責任を免がれるものではない。
- (4) 各職位は、職務権限を行使するに当たり、指揮命令系統を乱すことがあってはならない。
- (5) 各職位は、その職務権限を行使する場合、他の部門と関係のあるものについては必ず協議し、意思の疎通を図り、互いに職務権限を侵してはならない。
- (6) この訓令、規則等で特に合議が必要であると定められている事項については、当該合議が整うまで決定の効力は生じないものとする。この場合の調整は、決定権を有する直上位者が行う。
- (7) この訓令により、自己の権限内と判断された事務であっても特異な事項と判断した場合には、上司の審査及び決定を受けなければならない。

(権限行使の区分)

第4条 各職位は、共通的決裁事項(別表第1)及び個別的決裁事項(別表第2)の区分に基づいてそれぞれの権限を行使する。

(決裁区分)

第5条 決裁の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教 教育長の決裁を要するもの
- (2) 部 部長の決裁事項に属するもの
- (3) 次 次長の決裁事項に属するもの
- (4) 課 課長の決裁事項に属するもの
- (5) 係 主幹兼係長の決裁事項に属するもの

(決裁の順序)

第6条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を主管とする係長又は主幹兼係長から順次上司の決裁を経て、決裁者の決裁を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、その事項が2以上の課又は室に関連するものは、それぞれ関連のある課又は室に合議しなければならない。
- 3 所管機関の長は、教育長の決裁を必要とする事項については、事務局の関連のある課長に合議しなければならない。

(代決)

第7条 教育長が不在のときは、主管部長がその事務を代決する。

- 2 部長が不在のときは、次長がその事務を代決する。この場合において、次長も不在のときは主管課長がその事務を代決する。
- 3 次長が不在のときは、主管課長がその事務を代決する。
- 4 課長が不在のときは、主管主幹兼係長又は係長がその事務を代決する。

(代決できる事項)

第8条 前条に規定する代決は、支出負担行為及び支出命令を除き、あらかじめ指示を受けた事項及び特に至急処理しなければならない事項に限り行うことができる。

(代決後の手続)

第9条 代決をした事項については、速やかに上司に報告し、又は関係文書を上司の閲覧に供しなければならない。ただし、上司が指定した事項については、この限りではない。

(担当部長等の決裁等)

第10条 担当部長、参事、担当課長、主幹等及び学校給食共同調理場長（以下「場長」という。）は、その特定の業務等に係る事項について決裁の必要が生じた場合には、第5条第2号及び第7条第1項並びに別表第1及び別表第2の部長の項は担当部長について、第5条第3号及び第7条第2項並びに別表第1及び別表第2の次長の項は参事について、第5条第4号及び第7条第3項並びに別表第1及び別表第2の課長の項は担当課長について、第5条第5号及び第7条第4項並びに別表第1の主幹兼係長の項は主幹等及び場長について準用する。

2 担当部長、参事、担当課長、主幹等及び場長は、前項に規定する決裁をする場合には、あらかじめ、上司及び関係職員と協議し、疑義、混同等が生じないようにしなければならない。

(類推による決裁)

第11条 この規程に決裁事項として定められていない事項であっても、事務内容により決裁することが適当であると認められるものは、この規程に準じて決裁することができる。

(決裁及び代決の効力)

第12条 この訓令に基づいてなされた決裁及び代決は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(教育長職務代理者による事務処理の特例における決裁)

第13条 第2条から前条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、事務委任規則第6条第1項の規定に基づき、教育長職務代理者による事務処理の特例を適用する場合に準用する。この場合において、第2条、第5条、第6条第3項及び第7条第1項並びに別表第1決裁事項\決裁者の項及び別表第2決裁事項\決裁者の項中「教育長」とあるのは、「教育部長」又は「教育総務課長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年教委訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年教委訓令第2号）

この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和46年教委訓令第3号）

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年教委訓令第1号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年教委訓令第1号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年教委訓令第3号）

この訓令は、昭和48年10月1日に施行する。

附 則（昭和49年教委訓令第2号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年教委訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和50年3月1日から適用する。

附 則（昭和50年教委訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年教委訓令第4号）

この訓令は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年教委訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和51年教委訓令第3号）

この訓令は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年教委訓令第1号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年教委訓令第2号）

この訓令は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則（昭和53年教委訓令第5号）

この訓令は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年教委訓令第1号）

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年教委訓令第2号）

この訓令は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年教委訓令第3号）

この訓令は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（昭和58年教委訓令第1号）

この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年教委訓令第1号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年教委訓令第4号）

この訓令は、昭和59年11月27日から施行する。

附 則（昭和62年教委訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年10月1日から適用する。ただし、改正後の大和市教育委員会事務決裁規程第2条第10号の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成元年教委訓令第1号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第1(1)庶務文書関係の改正規定中電子計算組織等に係る個人情報の開示等の欄は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成元年教委訓令第5号）

この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成3年教委訓令第1号）

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年教委訓令第2号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成6年教委訓令第3号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年教委訓令第2号）

この訓令は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年教委訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成8年教委訓令第3号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年教委訓令第1号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委訓令第1号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委訓令第4号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年教委訓令第2号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委訓令第1号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成14年教委訓令第3号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成15年教委訓令第1号）

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年教委訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年教委訓令第2号）

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の大和市教育委員会事務決裁規程の規定は、平成17年2月21日から適用する。

附 則（平成19年教委訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委訓令第3号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日教委訓令第2号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委訓令第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この訓令による改正後の大和市教育委員会事務決裁規程第13条の規定は適用しない。

附 則（平成28年3月31日教委訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日教委訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日教委訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月18日教委訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日教委訓令第3号）

この訓令中第1条の規定は、令和2年4月1日から、第2条の規定は公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日教委訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(1) 文書関係

決裁事項\決裁者		主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考
事務委任規則第2条第1項に基づく教育委員会の会議に付さなければならない事項						議案内容等の決定	
例規文書	令達文書					指令及び命令	
	公示文書					公告及び告示	教育総務課長へ合議
	例規通達					制定及び改廃	教育総務課長へ合議
一般文書	行政文書の公開		① 請求書の受領 ② 第三者に対する意見書提		重要な文書の公開の決定等	特に重要な文書の公開の決定等	① 教育総務課長へ合議

			出の機会 の付与 ③ 事案の 移送 ④ 軽易な 行政文書 の公開決 定等 ⑤ 公開決 定等の期 限の延長				② 大 和市 立学 校が 保管 する 行政 文書 に係 る事 務を 所掌 する 課等 の長 は、当 該行 政文 書の 公開 に係 る事 項を 決裁
	個人情報の開示 等		① 開示又 は訂正に 係る請求 書及び取 扱いの是 正に係る 申出書の 受領 ② 軽易な 情報の開 示若しく は不開示 又は訂正 若しくは 不訂正の		重要な情報 の開示若し くは不開示 又は訂正若 しくは不訂 正の決定	特に重要な 情報の開示 若しくは不 開示又は訂 正若しくは 不訂正の決 定	① 教 育総 務課 長へ 合議 ② 大 和市 立学 校が 管理 する 個人 情報 に係 る事

			<p>決定</p> <p>③ 開示又は訂正に係る決定期間の延長</p> <p>④ 第三者等の意見聴取</p> <p>⑤ 取扱いの是正の申出に関すること。</p>				務を所掌する課等の長は、当該個人情報の開示等に係る事項を決裁
	証明及び閲覧	公簿による証明、閲覧その他定例的なもの			異例なもの		
	收受及び発送		文書の收受、発送(所定職員に専決させること)				
	保存及び廃棄		文書の保管、保存及び廃棄の認定				
	出版物		定期及び軽易な出版物の刊行		重要な出版物の刊行	特に重要な出版物の刊行	
処理	請願及び陳情					請願書及び陳情書の処理	
	訴訟					<p>① 訴訟の提起</p> <p>② 訴訟方針の決定</p> <p>③ 和解案等の決定</p>	
	告訴、告発				被害届の決	告訴及び告	

	及び被害届				定	発の決定	
	審査請求				補正の命令	① 審査請求書受付の報告 ② 裁決	教育総務課長へ合議
	許可、認可その他の行政処分		軽易又は定例的なもの		異例なもの	重要なもの	
	調査、報告、進達、復申、通知、申請、照会、回答その他これらに類するもの		軽易又は定例的なもの		重要なもの	特に重要なもの	

(2) 人事関係

決裁事項\決裁者	主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考
事務分担		所属職員の事務分担				教育総務課長へ通知
任免				① 予算の範囲内での会計年度任用職員の任免 ② 条件付採用の会計年度任用職員の正式採用	非常勤特別職職員の委嘱及び解嘱	① 事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければ

							ばならない。 ② 教育総務課長に合議
休暇等の承認	休暇 欠勤 職務に専念する義務の免除	指導主事及び副主幹以下の年次休暇及び夏季休暇	場長及び主幹等以下（主幹兼係長の権限に属するものを除く。）	参事、課長及び担当課長	次長	部長及び担当部長	療養休暇、出産休暇、介護休暇、介護時間、組合
	自己啓発等休業 配偶者同行休業				部長を除く 全職員	部長	休暇、自己啓発
	育児休業 部分休業				部長を除く 全職員	部長	等休業、配偶者同行休業、育児休業、部分休業及び欠勤並びに大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号の「任命権者が定める」基準について

							て（昭和47年大和市例規通達）第1号、第7号及び第10号については、教育総務課長に合議
サービス	勤務命令	副主幹以下（時間外勤務命令、休日勤務命令、週休日の振替命令並びに休日の代休日及び時間外勤務代休時間の指定を除く。）	場長及び主幹等以下（主幹兼係長の権限に係るもの並びに大和市職員サービス規程（昭和39年大和市訓令第7号。以下「サービス規程」という。）第17条の2第3項及び第22条第2項の規定による勤務命令を除く。）	参事、課長及び担当課長	次長（サービス規程第17条の2第3項及び第22条第2項による勤務命令に限る。）	部長及び担当部長	
	営利企業への従事等の許可				臨時的任用職員	全職員（部長の権限に係るものを除く。）	
	身分証明書の交付		特殊なもの（一般的なものは教育総務課長）				

	旅行命令	副主幹以下	場長及び主幹等以下（主幹兼係長の権限に属するものを除く。）	参事、課長及び担当課長	次長	部長及び担当部長	
--	------	-------	-------------------------------	-------------	----	----------	--

(3) その他

決裁事項\決裁者	主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考
附属機関					諮問事項案の決定	
会議				所管事務会議の招集		
事務引継		場長及び主幹等以下		次長、参事、課長及び担当課長	部長及び担当部長	
市民参加の手続				① 意見公募手続等の実施 ② 提出された意見等に対する教育委員会の考え方の公表	審議会等の公募委員の選考	審議会等の公募委員の選考については、教育総務課長に合議

備考 この表において、職名に係る「以下」又は「以上」は、大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第3号）第3条の規定により設置される当該職以下又は当該職以上の職（これらに相当する職を含む。）を示す。

2 この表の適用に当たり、主幹兼係長及び次長の職が置かれていない場合には、この表の主幹兼係長の項に掲げる事項は課長を、次長の項に掲げる事項は部長を決裁者とする。

別表第2（第4条関係）

主管課	決裁事項\決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
教育総務課	秘書	① 教育長会の連絡、調整及び文書の処理 ② 教育長の日程の作成		重要な祝辞、弔辞及びあいさつ文の作成		

		及び調整 ③ 軽易な祝辞、弔辞及びあいさつ文の作成 ④ 祝電、弔電、見舞文等の作成				
後援名義				後援名義の承認で定例的なもの	後援名義の承認で異例なもの	
儀式ほう賞	表彰その他式典に関する事務の処理		式典施行の決定	① 教育委員会が行う表彰者の推薦 ② 教育委員会以外が行う表彰の被表彰者の推薦	① 課長の決裁事項については他課等との調整を行うこと。 ② 教育長の②の決裁事項については、主管課等へ連絡すること。	
総合計画	総合計画に関する基本資料の収集及び整理			総合計画策定段階における総合的観点からの調整		事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければな

						らない。
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施計画策定段階における執行調整 ② 実施計画における進行管理 ③ 実施計画に関する基本資料の収集及び整理 					事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。
総合調整			教育行政に関する総合的な企画調整及び施策の決定で軽易なもの	教育行政に関する総合的な企画調整及び施策の決定で重要なもの		事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。
行政組織	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政組織図の作成 ② 事務分掌の疑義の解明 		事務分掌事項の調整	行政組織の決定		事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。
例規	<ul style="list-style-type: none"> ① 条例、規則その他諸規程等の立案指導及び審査 ② 例規の疑義の解釈 					

		<ul style="list-style-type: none"> ③ 規則の公布行為 ④ 訓令、告示、公告の公表行為 				
公印		<ul style="list-style-type: none"> ① 公印の新調、改刻及び廃止の承認 ② 事前公印の使用承認 ③ 公印の印影の刷込み承認 ④ 電子公印の使用及び廃止の承認 				
試験					<ul style="list-style-type: none"> ① 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則別表に定める小学校及び中学校に所属する職員（以下「学校職員」という。）の採用試験の実施 ② 学校職員採用候補者の決定 	
採用				臨時的任用職員の採用及び給与の決定	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の採用及び初任給の決定 ② 条件付採用職員の正式採用（会計年度任用職 	<ul style="list-style-type: none"> ① 部長の決裁事項については、決定後市長へ通

					員に係るもの(を除く。)	知 ② 教育長の決裁事項のうち職員の採用の決定については、事前に市長の承認を受けること。
	昇任及び昇給				① 昇給の決定 ② 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和市条例第1号)別表第5に定める行政職給料表(1)の3級以上への昇任(昇格)の市長事前協議 ③ 昇任(昇格)の決定	決定後市長へ通知
	配置、異動等	① 学校職員の自己申告の実施 ② 学校職員の配置及び異動関係資		① 現金取扱員の任免 ② 部長を除く職員の休職処分(地方公務員法(昭	① 職員(学校職員を含む)の配置及び異動の決定 ② 休職処分(部長の権	

		料の作成		和25年法律 第261号) 第 28条第2項 第1号に規 定するもの に限る。)	限に係るも の及び専従 休職を除 く。)	
退職		市長部局の人 事主管課へ退 職手当等の支 給依頼			退職の承認	
服務		① 身分証明 書の交付 ② 履歴事項 関係証明書 の交付				
賞罰					職員の分限(休 職処分を除 く。)及び懲戒 処分	大和市職 員考査委 員会に諮 問するこ と。
研修		学校職員に係 る研修の実施				
給与		① 時間外、休 日及び夜間 勤務手当の 配分 ② 給与関係 証明書の交 付 ③ 届出に係 る諸手当の 認定 ④ 期末勤勉 手当の在職 期間率及び 成績率に関 すること。				
福利厚生		① 公務災害 基金事務				

		② 学校共済 連絡事務					
	点検・評価			事務事業等の 点検評価の実 施	報告書案の取 りまとめ及び 作成		
	統計調査	統計調査資料 の収集					
	学校財産管理	① 学校施設 台帳の整備 ② 財産台帳 の整備 ③ 学校管理 備品の整備 計画 ④ 電燈、電話 の架設、移 転、設備の変 更					
	学校警備			学校警備等の 計画			
	施設整備	施設の営繕		施設の整備計 画で軽易なも の	施設の整備計 画で重要なも の		
学校教育 課	県 費 負 担 教 職 員	任免			校長、教頭を除 く教職員の内 申		
		休暇	年次 休暇 特別 休暇			校長の3日を 超えるもの	
		職務に専 念する義 務の免除				校長	
		営利企業 等の従事 許可				全職員	
		出張 命令	校長			宿泊を要する もの	
			教職				5日を超える

		員				もの	
	学事	① 児童生徒の就学援助 ② 特別支援学級就学奨励				学校の組織及び学級編成	
	就学	① 学齢簿の編成保管 ② 児童生徒の就学 ③ 就学猶予及び免除 ④ 区域外就学 ⑤ 奨学金の手続きに関すること			① 就学援助に係る準要保護世帯の認定 ② 就学奨励費の認定 ③ 奨学金の給付停止及び返還に関すること ④ 奨学生の廃止に関すること		
保健給食課	学校保健	① 学校保健の指導助言 ② 児童生徒、教職員の健康管理 ③ 児童生徒の医療券の交付 ④ 学校環境衛生及び保健					
	学校給食	① 学校給食の指導助言 ② 栄養指導センターの運営管理 ③ 学校給食共同調理場の運営管理			① 給食施設及び設備等の整備計画 ② 給食費徴収金の収支決算 ③ 給食用材料の納入業者の指定	給食費徴収金額の決定	

				④ 学校給食補助員の雇用計画		
	学校安全	① 学校安全の指導助言 ② 独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金の請求		学校等事故報告書		
指導室	学校指導	① 教材教具の整備計画 ② 教育課程の編成届出 ③ 校外行事の届出 ④ 事故報告の受理		① 校外行事の申請 ② 学校の臨時休業及び振替授業 ③ 学校等事故報告書	① 学校教育の指導助言 ② 教職員の研修計画 ③ 学校評価結果の報告	
教育研究所	教育研究	① 教育の研究及び調査 ② 教育活動の支援 ③ 教育関係職員等の研修 ④ 教育資料・史料の収集 ⑤ 教育情報の提供				
青少年相談室	青少年相談	① 街頭補導、継続補導 ② 青少年の相談 ③ 教育相談 ④ 社会環境浄化及び整備				

(注) この表の適用に当り、主幹兼係長及び次長の職が置かれていない場合には、この表の主幹兼係長の項に掲げる事項は課長を、次長の項に掲げる事項は部長を決裁者とする。

議案第9号

大和市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

令和8年3月26日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

大和市教委規則第 号

大和市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会電子公印規則（平成19年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保管」を「管理」に改める。

第2条第2号中「コンピュータに登録された」を「第10条第2項の規定により、電子公印を使用するものとして第10条第1項に規定する電子公印台帳（以下単に「電子公印台帳」という。）に登録されたコンピュータ又はシステムにおいて管理する」に改め、「公印の印影」の次に「（第9条第1項の規定により拡大又は縮小（以下「拡大等」という。）をした上で第10条第3項の規定により電子公印台帳に登録されたものを含む。以下同じ。）」を加え、「以下「行政文書」という。」を「大和市行政文書管理規則（平成13年大和市規則第8号）第2条第1号に規定する行政文書をいう。以下同じ。」に改め、「第5条の」を削り、同条第3号中「管理者」を「電子公印管理者」に改め、「第5条の」を削り、「の管理者」を「を管理する者」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「管理者」を「電子公印管理者」に改め、同条第2項中「文書主任」の次に「（大和市行政文書管理規則第4条第4項に規定する文書主任をいう。）」を加える。

第5条を削る。

第6条第1項中「管理者」を「電子公印管理者」に改め、同条第2項中「を適切」を「に理由がある」に、「管理者」を「電子公印管理者」に、「登録させなければならない」を「登録するものとする」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により通知を受けた電子公印管理者は、教育総務課長に対し、印影の電磁的記録を提供するよう求めることができる。

第6条を第5条とする。

第8条中「第2号様式から第4号様式までについては」を削り、同条を第11条とする。

第7条第1項中「管理者」を「電子公印管理者」に改め、「電子公印廃止報告書」の次に「（次項において「廃止報告書」という。）」を加え、同条第2項中「前項の報告書」を「廃止報告書」に、「記録しなければならない」を「当該電子公印が廃止された日を登録するものとする」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（印影の拡大等）

第9条 電子公印を使用する行政文書の大きさその他の理由により、大和市教育委員会公印規則別表に規定する各公印の寸法により難しいときは、当該公印の印影を拡大等をして使用することができる。

- 2 電子公印管理者は、前項の規定により印影の拡大等をしようとするときは、電子公印使用申請書により教育総務課長に申請しなければならない。
- 3 教育総務課長は、前項の規定による申請に理由があると認めるときは、その旨を電子公印管理者に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、通知を受けた電子公印管理者は、教育総務課長に対し、拡大等をした印影を提出しなければならない。

(電子公印台帳)

第10条 教育総務課長は、電子公印台帳を備え、これに全ての電子公印を登録しなければならない。

- 2 電子公印台帳には、登録した電子公印とともに出力する行政文書及び電子公印を使用するコンピュータ又はシステムの名称その他教育総務課長が必要と認める事項を登録しなければならない。
- 3 教育総務課長は、前条第4項の規定による印影の提出を受けたときは、電子公印台帳の別紙を作成し、当該印影を登録しなければならない。
- 4 前項の規定により登録した印影を使用しなくなったときは、当該印影に係る電子公印台帳の別紙を除紙し、10年間保存するものとする。

第5条の次に次の2条を加える。

(電子公印台帳の登録事項の変更)

第6条 電子公印管理者は、電子公印台帳に登録された事項に変更があったときは、電子公印台帳登録事項変更届（次項において「変更届」という。）を教育総務課長に提出しなければならない。

- 2 教育総務課長は、変更届の提出を受けたときは、電子公印台帳の登録事項を変更するものとする。

(電子公印の使用状況の報告)

第7条 教育総務課長は、1年に1回以上電子公印管理者に電子公印の使用状況について報告させなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	電子公印台帳	第2条、第5条、第6条、第8条及び第10条

第2号様式	電子公印使用申請書	第5条及び第9条
第3号様式	電子公印台帳登録事項変更届	第6条
第4号様式	電子公印廃止報告書	第8条

第1号様式を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大和市教育委員会電子公印規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市教育委員会事務局、大和市立学校及び学校以外の教育機関において使用する電子公印の<u>管理</u>及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子公印 <u>第10条第2項の規定により、電子公印を使用するものとして第10条第1項に規定する電子公印台帳（以下単に「電子公印台帳」という。）に登録されたコンピュータ又はシステムにおいて管理する公印の印影（第9条第1項の規定により拡大又は縮小（以下「拡大等」という。）をした上で第10条第3項の規定により電子公印台帳に登録されたものを含む。以下同じ。）を使用（印影を画像の情報として取り扱うことを含む。）し、教育委員会名その他の職名又は庁名をもって発する行政文書（<u>大和市行政文書管理規則（平成13年大和市規則第8号）第2条第1号に規定する行政文書をいう。以下同じ。</u>）とともに出力することにより、当該行政文書が真正であることを認証する電磁的記録であって、電子公印台帳に登録されたものをいう。</u></p> <p>(3) <u>電子公印管理者</u> 電子公印台帳に登録された電子公印を<u>管理する者</u>をいう。</p> <p>(電子公印管理者の責務)</p> <p>第4条 <u>電子公印管理者</u>は、電子公印の管理及び使用の責任者として、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市教育委員会事務局、大和市立学校及び学校以外の教育機関において使用する電子公印の<u>保管</u>及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子公印 <u>コンピュータに登録された公印の印影を使用（印影を画像の情報として取り扱うことを含む。）し、教育委員会名その他の職名又は庁名をもって発する行政文書（以下「行政文書」という。）とともに出力することにより、当該行政文書が真正であることを認証する電磁的記録であって、<u>第5条の電子公印台帳に登録されたものをいう。</u></u></p> <p>(3) <u>管理者</u> <u>第5条の電子公印台帳に登録された電子公印の管理者</u>をいう。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、電子公印の管理及び使用の責任者として、その不正</p>

その不正使用を防止するため当該職員に対して適切な指導を行わなければならない。

- 2 電子公印管理者が事故等により不在となったときは、当該電子公印管理者と同じ課等に属する文書主任（大和市行政文書管理規則第4条第4項に規定する文書主任をいう。）が、電子公印管理者を代理して事務の処理を行わなければならない。

（電子公印の使用）

第5条 電子公印管理者は、電子公印の使用に当たっては、事前に、その使用の必要がある行政文書を電子公印使用申請書に添えて、教育総務課長に申請しなければならない。

- 2 教育総務課長は、前項の規定による申請に理由があると認めるときは、その旨を電子公印管理者に通知し、電子公印台帳にその電子公印を登録するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた電子公印管理者は、教育総務課長に対し、印影の電磁的記録を提供するよう求めることができる。

（電子公印台帳の登録事項の変更）

第6条 電子公印管理者は、電子公印台帳に登録された事項に変更があったときは、電子公印台帳登録事項変更届（次項において「変更届」という。）を教育総務課長に提出しなければならない。

- 2 教育総務課長は、変更届の提出を受けたときは、電子公印台帳の登録事項を変更するものとする。

使用を防止するため当該職員に対して適切な指導を行わなければならない。

- 2 管理者が事故等により不在となったときは、当該管理者と同じ課等に属する文書主任が、管理者を代理して事務の処理を行わなければならない。

（電子公印台帳）

第5条 教育総務課長は、電子公印台帳（第1号様式）を備え、管理者をしてこれにすべての電子公印を登録させなければならない。

- 2 登録した電子公印とともに出力する行政文書の名称は、当該台帳に記載しなければならない。

（電子公印の使用）

第6条 管理者は、電子公印の使用に当たっては、事前に、その使用の必要がある行政文書を電子公印使用申請書に添えて、教育総務課長に申請しなければならない。

- 2 教育総務課長は、前項の規定による申請を適切と認めるときは、その旨を管理者に通知し、電子公印台帳にその電子公印を登録させなければならない。
- 3 教育総務課長は、1年間に1回以上管理者に電子公印の使用状況について電子公印使用状況報告書により報告させなければならない。

(電子公印の使用状況の報告)

第7条 教育総務課長は、1年に1回以上電子公印管理者に電子公印の使用状況について報告させなければならない。

(電子公印の廃止)

第8条 電子公印管理者は、電子公印を廃止しようとするときは、電子公印廃止報告書(次項において「廃止報告書」という。)を教育総務課長に提出しなければならない。

2 教育総務課長は、廃止報告書の提出を受けたときは、電子公印台帳に当該電子公印が廃止された日を登録するものとする。

(印影の拡大等)

第9条 電子公印を使用する行政文書の大きさその他の理由により、大和市教育委員会公印規則別表に規定する各公印の寸法により難いときは、当該公印の印影を拡大等をして使用することができる。

2 電子公印管理者は、前項の規定により印影の拡大等しようとするときは、電子公印使用申請書により教育総務課長に申請しなければならない。

3 教育総務課長は、前項の規定による申請に理由があると認めるときは、その旨を電子公印管理者に通知するものとする。

4 前項の場合において、通知を受けた電子公印管理者は、教育総務課長に対し、拡大等をした印影を提出しなければならない。

(電子公印台帳)

第10条 教育総務課長は、電子公印台帳を備え、これに全ての電子公印を登録しなければならない。

2 電子公印台帳には、登録した電子公印とともに出力する行政文書及び電子公印を使用するコンピュータ又はシステムの名称その他教育総務課長が必要と認める事項を登録しなければならない。

3 教育総務課長は、前条第4項の規定による印影の提出を受けたとき

(電子公印の廃止)

第7条 管理者は、電子公印を廃止しようとするときは、電子公印廃止報告書を教育総務課長に提出しなければならない。

2 教育総務課長は、前項の報告書の提出を受けたときは、電子公印台帳に記録しなければならない。

は、電子公印台帳の別紙を作成し、当該印影を登録しなければならない。

4 前項の規定により登録した印影を使用しなくなったときは、当該印影に係る電子公印台帳の別紙を除紙し、10年間保存するものとする。

(様式)

第11条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は教育長が別に定める。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	電子公印台帳	<u>第2条、第5条、第6条、第8条及び第10条</u>
第2号様式	電子公印使用申請書	<u>第5条及び第9条</u>
第3号様式	<u>電子公印台帳登録事項変更届</u>	第6条
第4号様式	電子公印廃止報告書	<u>第8条</u>

(様式)

第8条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は第2号様式から第4号様式までについては教育長が別に定める。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	電子公印台帳	第5条から第7条まで
第2号様式	電子公印使用申請書	<u>第6条</u>
第3号様式	<u>電子公印使用状況報告書</u>	第6条
第4号様式	電子公印廃止報告書	<u>第7条</u>

第1号様式（第5条関係）

第1号様式(第5条関係)

電 子 公 印 台 帳

整理番号	
公印の名称	
使用文書名	
登録する コンピュータ	
管理者職 氏名	
登録年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日

○大和市教育委員会電子公印規則

平成19年1月30日教委規則第2号

改正

平成21年3月30日教育委員会規則第7号

大和市教育委員会電子公印規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市教育委員会事務局、大和市立学校及び学校以外の教育機関において使用する電子公印の保管及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公印 大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）第2条に規定する公印をいう。
- (2) 電子公印 コンピュータに登録された公印の印影を使用（印影を画像の情報として取り扱うことを含む。）し、教育委員会名その他の職名又は庁名をもって発する行政文書（以下「行政文書」という。）とともに出力することにより、当該行政文書が真正であることを認証する電磁的記録であって、第5条の電子公印台帳に登録されたものをいう。
- (3) 管理者 第5条の電子公印台帳に登録された電子公印の管理者をいう。

(電子公印に関する事務の統括者)

第3条 電子公印に関する事務の統括は、教育総務課長がこれを行う。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、電子公印の管理及び使用の責任者として、その不正使用を防止するため当該職員に対して適切な指導を行わなければならない。

- 2 管理者が事故等により不在となったときは、当該管理者と同じ課等に属する文書主任が、管理者を代理して事務の処理を行わなければならない。

(電子公印台帳)

第5条 教育総務課長は、電子公印台帳（第1号様式）を備え、管理者をしてこれにすべての電子公印を登録させなければならない。

- 2 登録した電子公印とともに出力する行政文書の名称は、当該台帳に記載しなければならない。

(電子公印の使用)

第6条 管理者は、電子公印の使用に当たっては、事前に、その使用の必要がある行政文書を電子公印使用申請書に添えて、教育総務課長に申請しなければならない。

- 2 教育総務課長は、前項の規定による申請を適切と認めるときは、その旨を管理者に通知し、電子公印台帳にその電子公印を登録させなければならない。
- 3 教育総務課長は、1年間に1回以上管理者に電子公印の使用状況について電子公印使用状況報告書により報告させなければならない。

(電子公印の廃止)

第7条 管理者は、電子公印を廃止しようとするときは、電子公印廃止報告書を教育総務課長に提出しなければならない。

- 2 教育総務課長は、前項の報告書の提出を受けたときは、電子公印台帳に記録しなければならない。

(様式)

第8条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は第2号様式から第4号様式までについては教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	電子公印台帳	第5条から第7条まで
第2号様式	電子公印使用申請書	第6条
第3号様式	電子公印使用状況報告書	第6条
第4号様式	電子公印廃止報告書	第7条

第1号様式（第5条関係）

第1号様式(第5条関係)

電 子 公 印 台 帳

整 理 番 号	
公印の名称	
使用文書名	
登 録 す る コ ン ピ ュ ー タ	
管 理 者 職 氏 名	
登 録 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日

議案第10号

大和市教育局が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について

大和市教育局が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

令和8年3月26日提出

大和市教育局

教育長 藤 井 明

大和市教委告示第 号

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱（平成20年大和市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

別表大和市立学校教職員互助会補助金交付事業の項、大和市立小・中学校創立記念事業補助金交付事業の項及び大和市第3子以降学校給食費補助金交付事業の項を削り、同表大和市学校給食食料費補助金交付事業の項主な目的の欄中「図る」を「図り、及び学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援を行う」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日までに交付の決定がされた大和市第3子以降学校給食費補助金については、なお従前の例による。

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	主な目的	名称	主な目的
		<u>大和市立学校教職員互助会補助金交付事業</u>	<u>大和市立学校教職員の福利厚生に関する事業を行い、教職員の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
		<u>大和市立小・中学校創立記念事業補助金交付事業</u>	<u>大和市立の小中学校において、創立記念事業を行う場合にその負担を軽減することを目的とする。</u>
略		略	
		<u>大和市第3子以降学校給食費補助金交付事業</u>	<u>大和市立小学校又は中学校及び公立の特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒を3人以上養育する保護者の学校給食に係る経済的負担を軽減し、少子化対策の充実に図ることを目的とする。</u>
大和市学校給食食材料費補助金交付事業	大和市立の小中学校に対し、物価高騰の影響を受けた学校給食に係る食材料費の一部を補助することにより、安定した学校給食の提供を図り、及び学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援を行うことを目的とする。	大和市学校給食食材料費補助金交付事業	大和市立の小中学校に対し、物価高騰の影響を受けた学校給食に係る食材料費の一部を補助することにより、安定した学校給食の提供を図ることを目的とする。
略		略	

○大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱

平成20年3月28日教委告示第5号

改正

平成21年5月21日教育委員会告示第19号
 平成22年4月12日教育委員会告示第6号
 平成23年7月14日教育委員会告示第12号
 平成25年3月6日教育委員会告示第4号
 平成26年3月31日教育委員会告示第7号
 平成27年3月13日教育委員会告示第4号
 平成28年3月31日教育委員会告示第4号
 平成30年3月29日教育委員会告示第4号
 令和2年2月18日教育委員会告示第4号
 令和2年3月26日教育委員会告示第6号
 令和4年9月29日教育委員会告示第11号
 令和5年3月23日教育委員会告示第4号
 令和6年3月26日教育委員会告示第4号

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市教育委員会が所掌する事項（大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。）に係る補助金（大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）第2条に規定する補助金をいう。以下同じ。）の交付等を行う事業（以下「補助金交付等事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付等事業)

第2条 補助金交付等事業の名称及び主な目的は、別表のとおりとする。

(補助金の交付等)

第3条 補助金交付等事業に係る補助金の交付は、大和市補助金交付規則によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、補助金交付等事業に必要な予算執行等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第22条第6号に定める大和市長の権限に属する事務に関して必要な事項は、別に定める。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年教委告示第6号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年教委告示第12号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年3月6日教委告示第4号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教委告示第7号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日教委告示第4号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委告示第4号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教委告示第4号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月18日教委告示第4号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日教委告示第6号）

この要綱中第1条の規定は、令和2年4月1日から、第2条の規定は公表の日から施行する。

附 則（令和4年9月29日教委告示第11号）

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年3月31日までに交付した改正後の大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱別表に掲げる大和市学校給食食材材料費補助金に係る大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に基づく返還については、同日後もなお従前の例による。

附 則（令和5年3月23日教委告示第4号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日教委告示第4号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	主な目的
大和市立学校教職員互助会補助金交付事業	大和市立学校教職員の福利厚生に関する事業を行い、教職員の福祉の増進を図ることを目的とする。
大和市立小・中学校創立記念事業補助金交付事業	大和市立の小中学校において、創立記念事業を行う場合にその負担を軽減することを目的とする。
大和市立小・中学校国際交流教育事業補助金交付事業	大和市立の小中学校において、国際交流教育事業を行う場合にその負担を軽減することを目的とする。
大和市学校保健会補助金事業	大和市立の小中学校の児童生徒の健康の増進及び学校保健の推進についての研究・研修を行い、保健衛生の充実・向上を図ることを目的とする。
大和市医師会学校医部会補助金事業	大和市立の小中学校の児童生徒の健康管理及び学校保健についての研究・研修を行い、保健衛生の

	充実・向上を図ることを目的とする。
大和市教育研究会補助金交付事業	教職員の指導力向上のために、教職員が行う研究活動を支援することを目的とする。
健康増進特別事業補助金交付事業	移動教室・野外キャンプ等の学校行事を支援し、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ることを目的とする。
文化的行事補助事業補助金交付事業	大和市立小中学校が実施する芸術鑑賞学習等の文化的行事を支援し、児童生徒の情操面での健全育成を図ることを目的とする。
美術鑑賞事業補助金交付事業	大和市立小学校が実施する美術作品鑑賞学習行事を支援し、児童の情操面での健全育成を図ることを目的とする。
大和市立中学校部活動補助金交付事業	大和市立中学校における部活動の充実し、生徒の心身の健全な発達を図ることを目的とする。
大和市部活動地域移行推進協議会補助金交付事業	生徒の部活動による学びを保障するとともに、教員の負担軽減を図るため、大和市立中学校における部活動の段階的な地域移行を行うことを目的とする。
神奈川県中学校文化連盟大和支部総合文化祭補助金交付事業	神奈川県中学校文化連盟大和支部総合文化祭実行委員会の運営を支援し、大和市立中学校における芸術活動の振興と、学校間の交流の機会を広げ、生徒の芸術活動に対する意識の高揚を図ることを目的とする。
大和市学校事務研究協議会補助金交付事業	大和市立の小中学校事務の効率化等を目指し、研究及び情報交換等を行っている学校事務研究協議会を支援することを目的とする。
大和市立中学校課外活動派遣費支給事業	学校が、学校教育の課外活動の一環である体育及び文化大会に生徒を本市代表として派遣するに際して支援することを目的とする。
大和市中学校体育連盟補助金交付事業	大和市中学校体育連盟の運営を支援し、大和市立中学校生徒に対する実技指導の充実を図り、生徒の体力の向上及び社会性を養うことを目的とする。
大和市第3子以降学校給食費補助金交付事業	大和市立小学校又は中学校及び公立の特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒を3人以上養育する保護者の学校給食に係る経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図ることを目的とする。
大和市学校給食食材料費補助金交付事業	大和市立の小中学校に対し、物価高騰の影響を受

	けた学校給食に係る食材料費の一部を補助することにより、安定した学校給食の提供を図ることを目的とする。
大和市通学費補助金交付事業	次に掲げる生徒の保護者に対し、通学に要する費用を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって通学条件の均衡を図ることを目的とする。 (1) 大和市立文ヶ岡小学校の通学区域に居住し、大和市立光丘中学校へ電車を利用して通学する生徒 (2) 大和市立引地台中学校分教室へ電車又はバスを利用して通学する生徒
大和市実践力向上研修部会補助金交付事業	自ら課題意識を持ち、課題解決に向け行動する実践力向上のために、教員が行う研修活動を支援することを目的とする。
大和市青少年相談員連絡協議会運営費補助金交付事業	大和市内の青少年非行防止活動の推進を図るために、大和市青少年相談員連絡協議会の組織運営及び活動を支援することを目的とする。
大和市立北大和小学校増築に伴う電波障害対策事業	市立北大和小学校の増築に伴う電波障害により地上デジタルテレビ放送の視聴が困難となった世帯に対し、代替手段を取ることで生じる経済的負担の軽減を目的とする。

議案第 1 1 号

大和市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

大和市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

大和市教委規則第 号

大和市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大和市学校運営協議会規則（令和4年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大和市学校運営協議会規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(協議すべき事項)</p> <p>第5条 協議会は、第2条に規定する役割を踏まえ、当該協議会を設置した学校（以下「設置校」という。）に関する次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p>	<p>(協議すべき事項)</p> <p>第5条 協議会は、第2条に規定する役割を踏まえ、当該協議会を設置した学校（以下「設置校」という。）に関する次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

○大和市学校運営協議会規則

令和4年3月25日教委規則第3号

大和市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、小中学校（大和市立の学校設置に関する条例（昭和39年大和市条例第5号）別表第1に定める小学校及び別表第2に定める中学校をいう。以下同じ。）の所在する地域の住民、小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画及び支援を促進することにより、学校と地域住民等との結びつきを強め、学校運営の改善及び支援並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めるときは、小中学校ごとに協議会を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が2以上の小中学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の小中学校について1の協議会を置くことができる。

(校長の意見の聴取)

第4条 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。

(協議すべき事項)

第5条 協議会は、第2条に規定する役割を踏まえ、当該協議会を設置した学校（以下「設置校」という。）に関する次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 教育課程を充実するための地域との連携に関すること。
- (2) 次に掲げる事業の連携及び効果的な実施に関すること。
 - ア 大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成23年大和市教育委員会告示第10号）第1条に規定する子ども教室
 - イ 大和市放課後寺子屋やまと事業等実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）第1条に規定する寺子屋
- (3) 次に掲げる児童及び生徒の安全に関すること。
 - ア 防災体制の充実及び強化
 - イ 防災教育の推進
 - ウ 通学路の交通安全
 - エ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第30条に規定する地域の関係機関等との連携
- (4) 児童及び生徒が健全な生活習慣を身につけるために必要な学校と家庭との連携に関すること。

(教育委員会への意見の申出)

第6条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴くものとする。

(学校の運営に関する評価及び情報提供)

第7条 協議会は、毎年度1回以上、設置校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、地域住民等に対し、設置校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(委員)

第8条 委員は、1の協議会につき15人（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、20人）以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置校の所在する地域の住民
- (2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 設置校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 設置校の校長は、教育委員会に対し、委員を推薦することができる。

3 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができず、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(会長)

第9条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、設置校の校長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定による議事について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

(服務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (2) 協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

3 委員は、協議会における建設的な議論に資するため、日頃から設置校における第5条各号に掲げる事項に係る事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

(報酬等)

第12条 委員の報酬及び費用弁償は、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の定めるところによる。

(指導及び助言等)

第13条 教育委員会は、協議会に対し、当該協議会の適正な運営を図るため、必要な指導及び助言を行うことができる。この場合において、必要と認めるときは、当該協議会の運営を一時的に停止させることができる。

2 設置校の校長は、次条各号のいずれかに該当すると思慮するときは、教育委員会に対して、その状況を調査するよう申し出ることができる。

(協議会の廃止)

第14条 教育委員会は、協議会が次の各号のいずれかに該当し、かつ、前条第1項の規定による指導又は助言を行ってもなおその状況が改善されないときその他必要があると認めるときは、当該協議会を廃止することができる。

(1) 活動の実態がないと認めるとき。

(2) 合議体としての意思形成を行うことができないと認めるとき。

(3) 運営が著しく適正を欠くとき。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、設置校に置く。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による意見の聴取その他協議会の設置に必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

3 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

報告第1号

大和市教育委員会職員の人事異動について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）第2条第2項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和8年3月26日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

令和7年度 指導室学校訪問の実施報告について

令和8年3月
指導室

指導室の主要事業である「学校訪問」には、重点施策の説明や学校との情報交換・協議を行う「計画訪問」と、学校からの要請にもとづき授業実践や校内研究に関する指導・助言等を行う「要請訪問」の二種類があります。

指導室としても、本年度の重点目標「全ての子どもたちの可能性を引き出す魅力ある学校教育の創造」を掲げ、直接学校を訪問することを通して、各学校における魅力ある学校づくりを支援してまいりました。

計画訪問

計画訪問では、各校の考えや優れた取り組みを共有するとともに、今後対応が求められる事案が生じた際に指導室と連携しながら適切に対応できるよう、協議を行いました。

テーマを「これからの学校の在り方について」と設定し、子どもたちの健やかな成長に向けて、人権尊重の推進や、子どもたち・教職員・地域がともに笑顔で過ごせる学校づくりなど、今年度の展望について想いを共有することができました。

要請訪問

要請訪問では、市内全小・中学校から計52回の指導主事派遣の要請を受けました。

教科指導に関する要請では、「何ができるようになるか」を明確にしながら、結果以上に学ぶ過程を大切にすることの重要性を示し、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善に学校全体で取り組めるよう、要点を整理して助言しました。

また、教科指導以外の要請も増えており、各校が魅力ある学校づくりに取り組む中で生じた課題に対して、全国学力・学習状況調査の結果や次期学習指導要領の改訂に関する情報を提供しながら講義を行いました。

成果および課題について

指導室では、今年度の学校訪問を、学校の実態やニーズを踏まえ、管理職や担当教職員と事前に連絡を取りながら計画的に進めてまいりました。学校や教職員が目目の前の子どもたちに合わせた教育を再構築するきっかけとなるよう、子ども一人一人の人権を尊重すること、児童・生徒の安全・安心を守るために地域や関係機関と連携すること、そして豊かな学びを支える教育環境づくりを推進していくことなど、教育委員会が大切にしていることとも関連付けながら、学校支援を行えたことは、大きな成果といえます。

また、今年度から初任者の資質向上に向けて助言を行う年2回の初任者訪問や、個別具体的な授業づくりの指導を通して学校を支援していく授業づくりラボなど新たな学校訪問の取組も行っております。

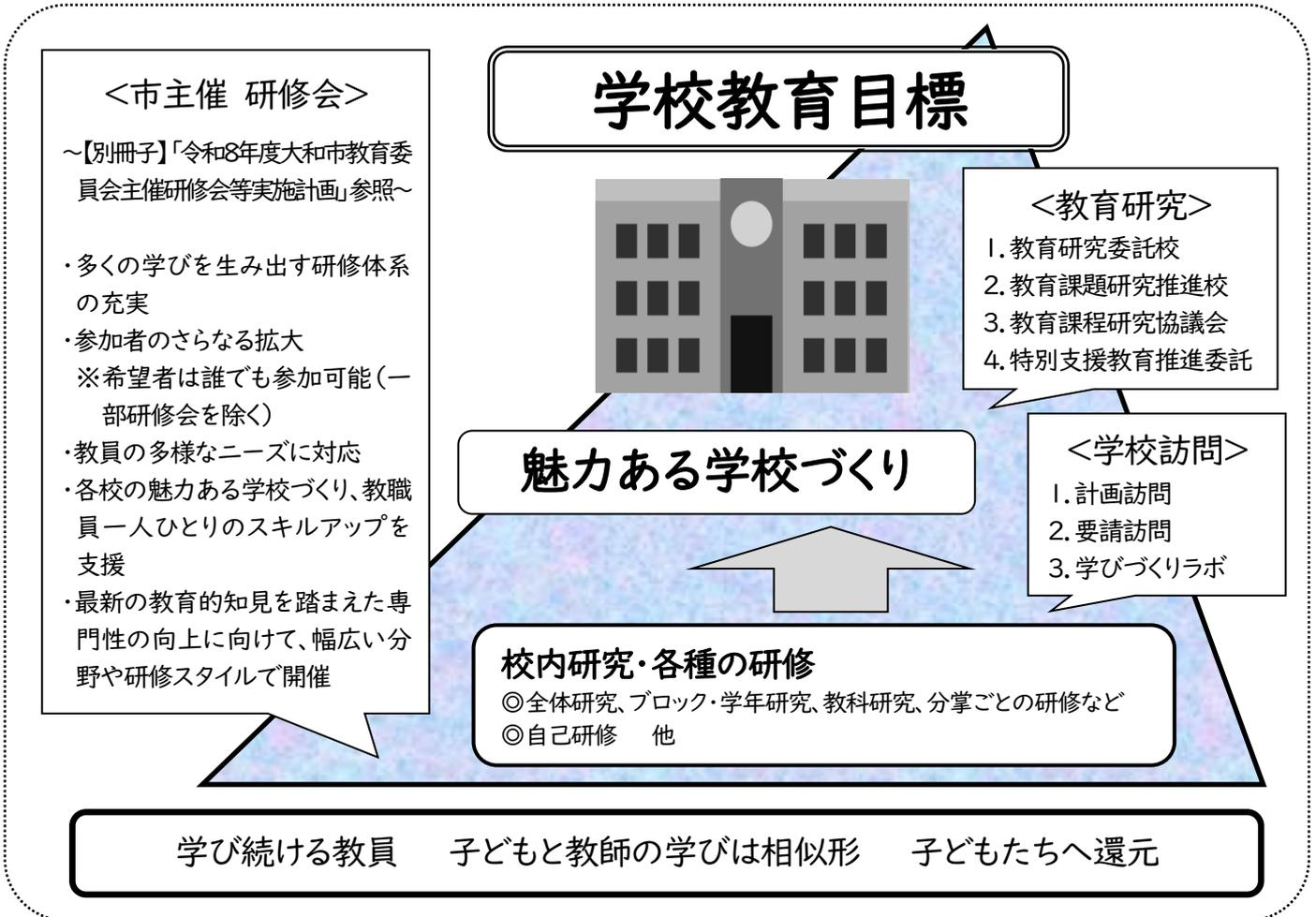
今後は、学校訪問を含めた研修会や連絡会の在り方を見直し、開催目的を明確にした上で教職員が主体的に参加できる工夫をしていくことが求められます。指導室といたしましては、研修の精選を進めつつ、学校と直接対話することができる学校訪問の内容は、さらに充実させていきたいと考えております。学校からの要請に年間を通じて適切に応えられるよう、引き続き訪問指導体制を整備してまいります。

2

研究・研修の充実

教職員一人ひとりに、教員としての資質を磨き、子どもたちに指導していくことや、わかりやすい授業の実践を主体的に図っていくことが求められています。子どもたちの姿や社会の変化などによる課題を把握するとともに、適切に対応し、教育活動を推進していくために、教職員の授業力、学校の教育力を強化していくことが求められます。

魅力的な学校づくり、教職員一人ひとりの専門性向上に向けて、研究・研修の実施目的や開催の在り方を見直し、継続的な改善および質的な充実を図り、主体的な課題解決につながる研究・研修体系の構築を目指します。

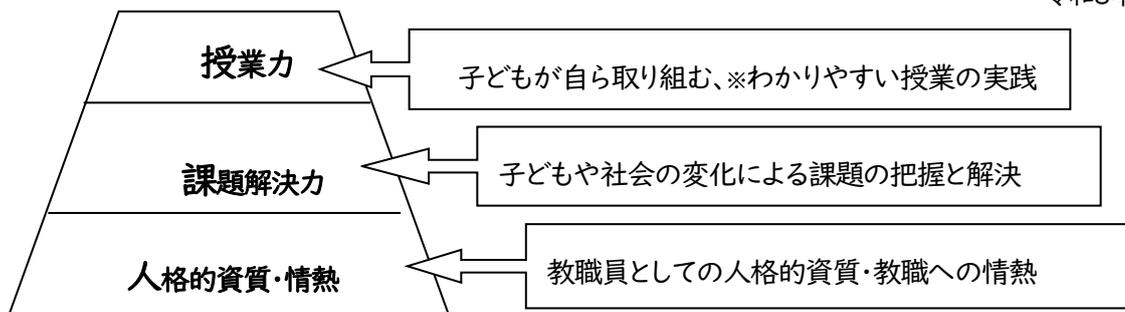


◆ 座標 2 -①◆

めざすべき教職員像

「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて
 ～校長及び教員の資質向上に関する指標～」より

令和8年 神奈川県教育委員会



【※】わかりやすい授業 わかる喜びが実感できる「主体的・対話的で深い学び」につながる授業

I. 教育研究

1 教育研究委託校【魅力ある学校づくり】

各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを推進するための研究活動を委託する。

- (1)研究期間 1年間
- (2)委託料 1校あたり 12万円
- (3)委託校 小学校19校 中学校9校

2 教育課題研究推進校

今日的な教育課題の解決に向けた組織的、実践的な研究の推進を図り、その成果を「教育研究集録(研究紀要)」等にまとめるとともに、研究発表を行うことにより本市の教育の充実に資する。

- (1)研究期間 3年間
- (2)委託料 3年次・26万円
- (3)委託校 小学校1校

学校名	研究内容・テーマ等	年次
大野原小学校	「他者とともに学びをつくり、深める子ども」の姿を目指して (令和7年度 研究テーマ)	3年次

3 教育課程研究協議会

今日的な教育課題や本市教育の諸課題の追究・解明のため、教科、領域にわたり、理論・実践研究を行い、問題提起や情報提供を行う。研究の成果は各種の研修会等において提案、公表することによって、本市の教育実践の向上に資する。

- (1)構成 小中学校の教員及び指導主事により構成する。
- (2)研究期間 2年間で1単位とする。(2年目に研究成果の発表及びリーフレット等の発行を予定)

部会名	研究内容	年次	備考
外国語教育研究部会	外国語教育における小中連携した指導・評価全般の研究	1年次	
次期学習指導要領研究部会	次期学習指導要領に向けた基本的な考え方や方向性等についての調査・研究	1年次	
中学校総合的な学習の時間研究部会	中学校における総合的な学習の時間の在り方についての研究	1年次	10月~

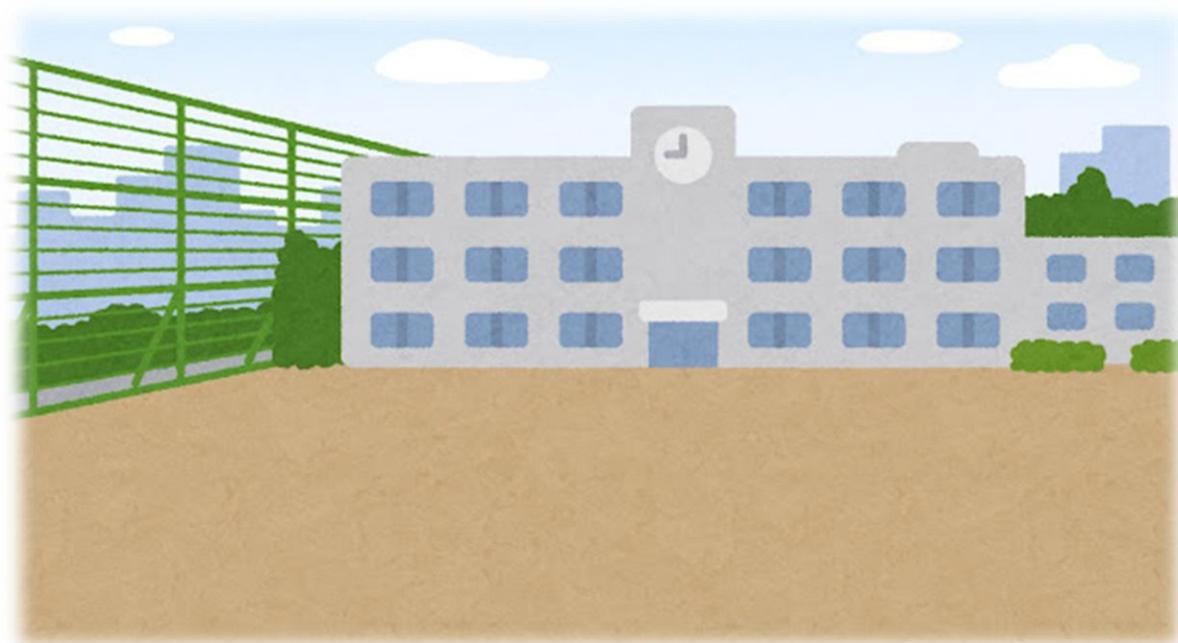


◆ 座標 2-② ◆

学校名	令和7年度 大和市魅力ある学校づくり研究 研究主題
北大和小学校	自ら高めることができる児童の育成 ～課題に気づき解決するための手立ての追求～
林間小学校	ランドデザインにおける重点目標の具現化に向けた取り組みについて
大和小学校	友だちとのかかわり合いの中で、話す力聞く力を養おう ～国語科「話すこと・聞くこと」における系統的な指導を通して～
草柳小学校	「楽しい学校」の創造 ～みんなで課題を解決できる草柳っ子～
深見小学校	主体的に学習に取り組む深見っ子の育成 ～自らの課題・強みを自覚し、対話を通じた深い学びを目指して～
桜丘小学校	これからの時代を生きぬく力を育む ～「知りたい」「やってみよう」を大切に学び合える子どもの育成～
渋谷小学校	見つけて・認めて→スマイル 100% ～もっと「〇〇たい」があふれる授業づくり～
西鶴間小学校	大学との連携による活力あふれる教育活動の創造 ～大学生と小学生の交流を通じた活力ある学校づくりの実践～
緑野小学校	自ら問いを持ち、考えを伝え合いながら深める子どもの育成 ～追究を楽しむ子どもを育成するための手立て～
上和田小学校	伝え合う、認め合う子どもの育成をめざして
柳橋小学校	「生きる力、ゆめに向かう力の育成」 オール オール オール 毎日 みんな 輝く
南林間小学校	“話したい”を当たり前にする教室づくり ースモールステップ×リフレクション×協働アウトプットの統合的指導ー
福田小学校	子どもが「わかった」「できた」を実感する授業づくり ～よき受け方・伝え方をする児童を通して～
大野原小学校	互いを認め合い、自ら課題を見つけ、よりよい行動ができる児童の育成
下福田小学校	児童が「安心・いきいき・挑戦」できる授業づくり
大和東小学校	教師が学び合い、育ちあえる学校づくり
文ヶ岡小学校	主体的に学びに向かう力を育む ～わかる!できる!楽しい!授業をめざして～
中央林間小学校	自らの考えを伝え合い、学びを深め合える児童の育成 ～考えを広げてつなげることを意識した授業作りを目指して～
引地台小学校	“あい”がいっぱい みんなの学校 ～自分らしく学び 成長するために～
大和中学校	みんなでみんなが楽しい学校を創る ～安心・安全な環境づくり 楽しい行事 好きを伸ばす 温かい職場づくり～
光丘中学校	主体的に学び、共に学びを深められる生徒の育成
渋谷中学校	生徒・教職員が、魅力を感じる学校づくり
つきみ野中学校	認め合い支え合う関係を目指して
鶴間中学校	わかる・できる喜びを味わい 主体的に取り組む生徒の育成 ～指導と評価の工夫を通して～
引地台中学校	一人一人の声を受け止められる学校を目指して
上和田中学校	①コンテンツ(知識量)ベースから「学習者主体」のコンピテンシー(資質・能力)ベースへの転換 ②生徒が主体的に取り組む、自ら課題を見つけ解決していく授業 ③生徒が安心して効果的に学習に取り組める環境づくり ④外部の講師を招いての講演事業
南林間中学校	学校教育目標の実現に向けた研究 ～第2年次「学校教育目標を具現化するための授業構想」～
下福田中学校	生徒とともに創る主体的な「学び」の場 ～各教科における探究とは～

令和8年度 大和市教育研究等委託一覧表

	委託名	委託先	委託金額
1	魅力ある学校づくり研究委託	小学校 19校 中学校 9校	120,000 円/校
2	教育課題研究推進校委託	大野原小 (3年次)	3年次 260,000 円/校
3	特別支援教育推進委託	大和市特別支援教育研究会	773,750 円/会

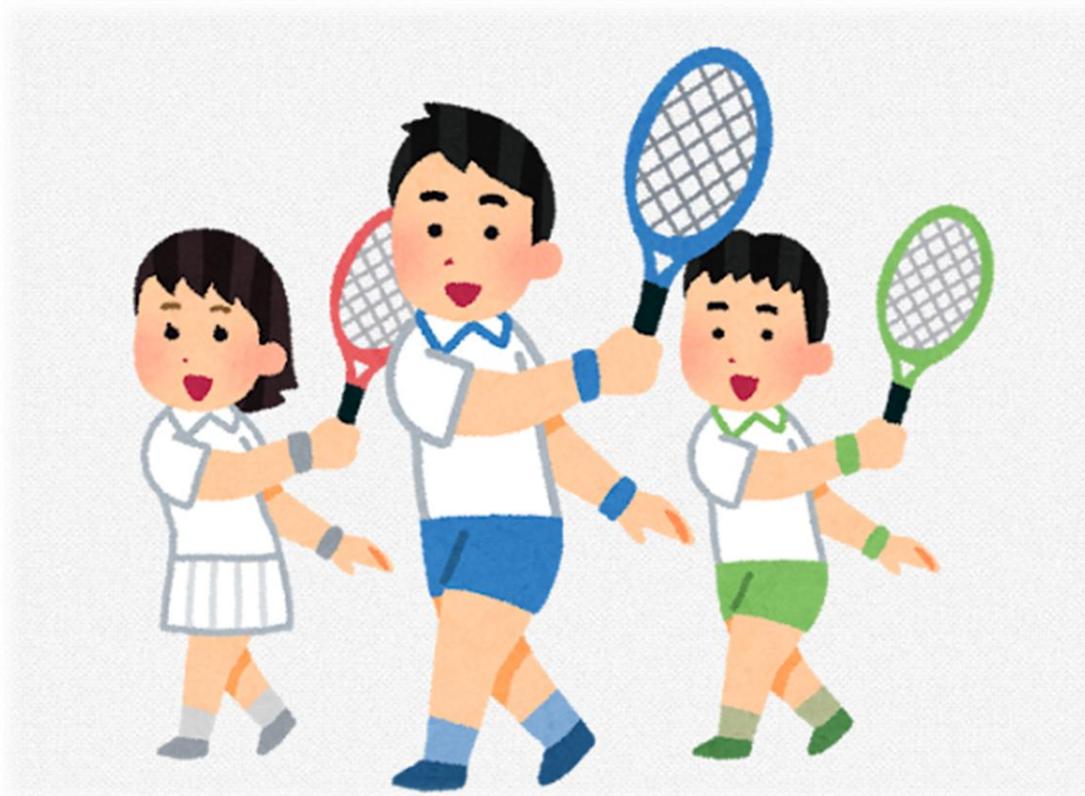


令和8年度 補助金 一覧表

	内容	対象	金額
1	キャンプの補助 (健康増進特別事業補助金)	全小学校 全中学校	50,000 円/校 100,000 円/校
2	福祉体験の補助 (健康増進特別事業補助金)	全小学校 全中学校	20,000 円/校 30,000 円/校
3	芸術鑑賞の補助 (文化的行事補助事業補助金)	全小学校 全中学校	150,000 円/校 230,000 円/校
4	部活動の補助 (中学校部活動補助金)	全中学校	1,000,000 円/校
5	中体連の補助 (中学校体育連盟補助金)	担当校	1,325,000 円/校
6	小市教研の補助 (小学校教育研究会補助金)	担当校	285,000 円/校
7	中市教研の補助 (中学校教育研究会補助金)	担当校	255,000 円/校
8	中文連の補助 (神奈川県中学校文化連盟 大和支部総合文化祭補助金)	担当校	498,000 円/校
9	事務研の補助 (学校事務研究協議会補助金)	担当校	43,000 円/校

令和8年度 謝礼等 一覧表

内容	対象	金額
1 勤労生産学習（はたけ）支援者への謝礼 （地域教育活動推進事業費） ※前年度申請が必須	全小学校 全中学校	図書カード 前年度申請額分/校 図書カード 前年度申請額分/校
2 教育支援者への謝礼 （地域教育活動推進事業費）	全小学校 全中学校	図書カード 30,000 円分/校 図書カード 50,000 円分/校
3 部活動外部指導者への謝礼 （中学校部活動事業費） ※配置された学校のみ	全中学校	1人あたり年間 3,500 円（税込）× 52 回以内



Ⅱ. 学校訪問について

指導室の主要事業である学校訪問には、①指導室の計画に基づく「計画訪問」 ②学校からの要請による「要請訪問」があります。

(目的)

- 教育課程、学習指導、児童生徒指導、その他学校教育に関する専門的事項について指導助言を行う。
- 学校教育全般にわたる諸問題を把握し、本市教育の充実に資する。

1. 計画訪問

(1) 実施期間 原則として5月～7月

(2) 実施回数 原則として1回実施

(3) 内容

協議会	◎指導室より、重点施策について説明する。[室長(主任指導主事)・担当指導主事が訪問] ◎校長・教頭・総括教諭・教諭等とともに、協議を行う。 ・学校経営方針 ・教育課程 ・学校で重点を置く課題(テーマ) ・指導室が提示するテーマ 等
-----	--

※年度中に複数回の計画訪問を実施する場合は、内容について別途周知するとともに、日程調整を行います。

2. 要請訪問

(1) 実施期間 原則として6月～2月

(2) 実施回数 原則として1回実施(希望があれば複数回実施可能)

(3) 内容

内容	◎授業実践に関する指導助言を行う。(指導案作成、授業実践前後の指導助言など) ◎校内研究に関する指導助言を行う。(推進委員会や校内研修会の指導助言など) ◎研究発表に関する指導助言を行う。(発表前、発表当日の指導助言など) ◎児童生徒指導に関する指導助言を行う。(生徒指導提要、人権教育等の指導助言など) ◎教育課程に関する指導助言を行う。(教科指導、学習指導要領、学習評価のあり方など) ◎特別支援に関する指導助言を行う。(校内支援、インクルーシブ教育など)
----	---

3. 学びづくりラボ

(1) 実施期間 応相談

(2) 実施回数 応相談(原則として授業参観1コマ+事後指導1コマの連続した2コマ)

(3) 内容

内容	◎指導方法、単元計画、学習評価、教材作成、教室環境等、授業づくり全般 ◎学級経営や児童生徒指導等の相談 ◎その他 状況やニーズに合わせて対応
----	--

4. 申請手続きについて

	手 続 き	期 限
計画訪問	指導室が訪問する時間や訪問の指導主事などを調整の上、訪問日を決定し学校に連絡する。	
要請訪問	① 申請書3『指導主事の派遣 要請訪問実施日について』提出 ・日程について「学校教育指導要覧」年間行事計画を参照	4月末日
	② 指導室より、訪問日を学校に連絡	5月下旬以降
	③ 申請書4『指導主事の派遣 要請訪問について』提出 ・学校より当日の具体的な内容を指導室に伝える ・校内研究資料・年間指導計画などを添付	14日前
	④ 指導室より、訪問する指導主事などを学校に連絡する	申請書4提出後
	⑤ 授業を行う場合、学習指導案提出。	7日前
	申請書、校内研究資料、学習指導案等はデータ送付	
学びづくり ラボ	希望する教職員と学校長が内容等を相談の上、指導室に連絡する。	希望時期の 1カ月前

◆座標2-③◆

令和7年度 学校訪問 実施状況

計画訪問	各校1回ずつ 合計28回			
要請訪問	国語	16回	技術・家庭	2回
	社会	3回	体育	2回
	算数・数学	3回	特別活動	1回
	理科	2回	特別の教科 道徳	1回
	音楽	3回	総合的な学習の時間	2回
	図画工作・美術	2回	特別支援教育	6回
	講義（人権教育、学級経営、児童生徒指導、特別支援教育、学びづくり、学習評価等）			9回
合計52回				
学びづくり ラボ	合計11回			



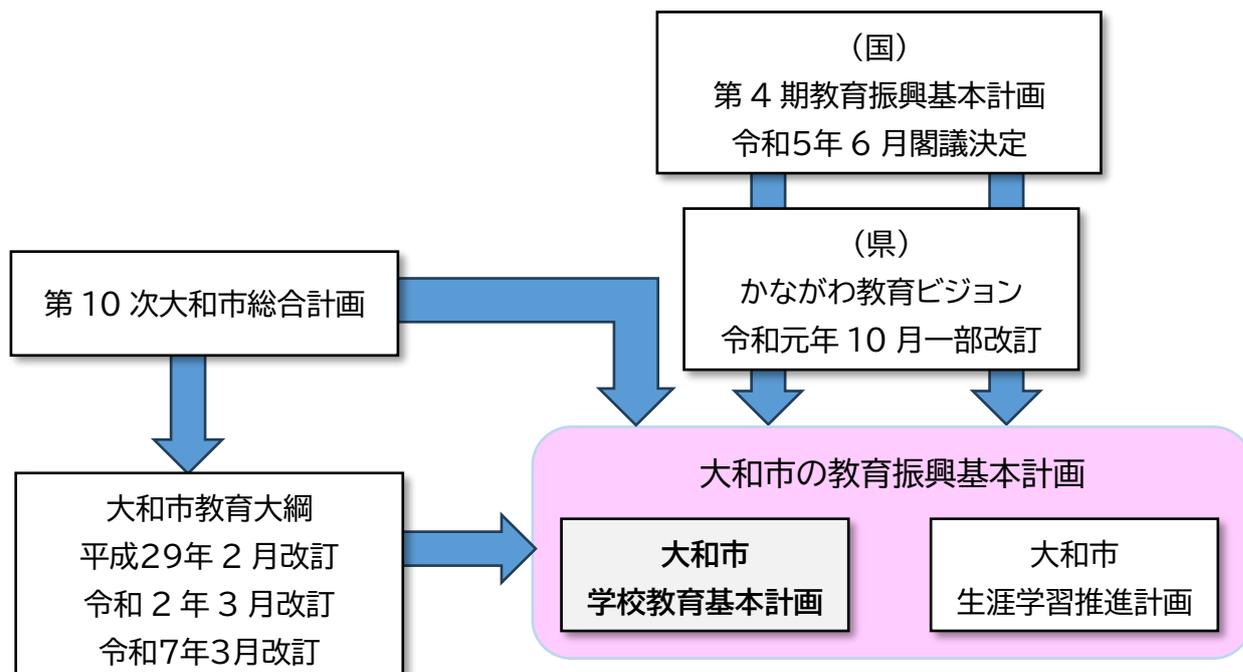
令和8年度
大和市教育委員会主催
研修会等
実施計画

目次

教育長より

1. 令和8年度 研修事業の方針と位置付け ……
2. 令和8年度 大和市主催研修等について ……
3. 令和8年度 大和市主催研修一覧 ……
4. 令和8年度 大和市主催研修 ……
5. 研修等の申し込み方法 ……
6. 令和8年度 担当者会等一覧 ……
 - ・担当者会
 - ・協議会
 - ・講習会
 - ・連絡会
 - ・その他
- (7. 各課より) ……
8. その他 ……

令和8年度 大和市研修事業の方針と位置付け



大和市教育大綱
基本理念「自己を実現する力と社会とのつながりを大切にする心を育む」

第3期大和市学校教育基本計画

◎基本目標2:新しい時代に求められる資質・能力を育みます
 ◎施策の方向:本市の教育課題に対応した研究・研修の実施

教職員一人ひとりが、教員としての資質を磨き、情熱をもって子どもたちに、指導していくことや、分かりやすい授業の実践を図っていくことが求められています。さらに子どもたちの姿や社会の変化などによる課題を把握するとともに、適切に対応し教育活動を推進していかなければなりません。研修を通して、教職員の授業力、学校の教育力を強化していきます

【主な取組み】

●教職員の指導力向上の推進
 教職員を対象とする研修会を開催し、各種の教育課題に関し必要な専門知識や技能の習得を促進します。

●教育に関する調査研究・研修の推進
 今日的な教育課題の調査研究を行います。様々な教育課題及び専門教科に関する研修講座を開催します。

●社会性を育むための教職員の研究・研修
 学校教育における人権・同和教育を推進し、教職員の人権意識を高めます。豊かな人間性と社会性及び人間関係能力を培い、人格的資質向上を図ります。

令和8年度 大和市主催 研修等について

(学び続ける教員) (子どもと教師の学びは相似形) (子どもたちへ還元)

研修体系の充実を図ります!

- 教員が自ら専門性を高めていく意識を持ち、主体的に研修に取り組み、多くの学びを得ることができる研修の体系づくりを進めます。
- 研修会・担当者会・協議会等を見直し、これまで担当者会等で行っていた一部を「研修」として位置づけ、参加者の拡大を図ります。



多様なニーズに対応した研修を実施します!

- 教員の多様なニーズに応えられるよう、研修等については、毎年、見直しや調整を図り、改善に努めます。



研修会・担当者会等の開催方法を工夫します!

- 参加者の負担感の軽減となるように、開催時期、書面開催やオンライン開催等、開催方法の工夫に努めていきます。
- 参加回数が多い担当者会のあり方を見直し、関係課で調整します。



学校訪問・訪問研修を充実します!

- 理科や情報等の訪問研修や学びづくりラボ等、指導主事等が積極的に学校に訪問します。



令和8年度 大和市主催研修 一覧

※研修用 コース番号 2026-603-□□□ □□□は、研修ID

研修ID	月	日	時間	領域	分類	大和市主催研修会名	対象	会場	担当課
001	8月	26日	1日	全般	全般	Yamato school session 2026 (校長研修 初任者研修 1年経験者研修)	校長 初任者 1年経験者 全教職員(希望者)	文化芸術ホール 生涯学習センター	指導室
101	4月	7日	PM	課題 解決力 向上 (1年次 研修 対象 講座)	国際教育	第1回新任国際教育研修会 「国際教育のスタートガイド!」	新任国際担当者 全職員(希望者)	渋谷学習センター	指導室
102	4月	7日	PM		国際教育	第1回国際教育研修会 「ことばの力のものさし」	国際担当者 全職員(希望者)	渋谷学習センター	指導室
103	4月	20日	PM		児童生徒 指導支援	いじめ問題対策研修会 「気づけたはず」を、なくす研修! 初動が変われば、未来が変わる! (中核・生担以外はオンライン)	児童支援中核教諭 学校生徒指導担当者 全職員(希望者)	生涯学習センター	指導室
104	4月	21日	PM		児童生徒 指導支援	特別支援教育新担当教員研修会 「特別支援教育の世界へようこそ!」	【各新担当者】 特別支援学級 通級指導教室 教育相談コーディネーター	特別支援教育 センター	指導室
105	4月または 5月に実施		PM		情報教育	校務支援システム(C4th)保健管理機能 研修会	担当者	未定	教育研究所
106	5月	13日	PM		国際教育	第2回新任国際教育研修会 「大和市国際化協会の事業について」	新任国際担当者 全職員(希望者)	ベテルギウス北館	指導室
107	5月	22日	PM		児童生徒 指導支援	幼保こ小連携研修会 「つながろう幼保こ小架け橋期の子どもたち の育ちを考える」	幼保こ小連携担当者 ※参加者は、校内で幼保こ小連 携を推進していく教員が望ましい 全職員(希望者)	特別支援教育 センター	指導室
108	6月	4日	PM		国際教育	第3回新任国際教育研修会 「プレクラスでの指導・支援について」	新任国際担当者 全職員(希望者)	日本語支援 センター	指導室
109	6月	16日	PM		児童生徒 指導支援	第1回児童生徒指導支援研修会 兼課題解決力向上研修講座 「～虐待等から子どもたちを守ろう!～」	各小中学校1名以上 全教職員(希望者)	まほろば教室	青少相 教育研究所
110	7月	27日	AM		児童生徒 指導支援	特別支援教育推進研修【全体会】 「誰一人取り残さない教室!UD環境整備と 個に応じた合理的配慮のベストミックス! ～インクルーシブ教育を実現する具体的な 手立て～」	特別支援学級担当 教育相談コーディネーター 通級/院内担当 交流級担任 全教職員(希望者)	保健福祉センター	指導室 教育研究所
111	7月	28日	PM		児童生徒 指導支援	特別支援教育推進研修【選択①】 「児童生徒の算数の困難さへの支援」	全教職員(希望者)	特別支援教育 センター	指導室
112	7月	28日	AM		健康 安全教育	教頭研修会 兼 自衛消防訓練講習会 「～学校の防災設備はこれだ!!～」	教頭 全教職員(希望者)	大和市立 大野原小学校	指導室
113	7月	29日	PM		児童生徒 指導支援	特別支援教育推進研修【選択②】 「支援を要する児童生徒へのICTを活用した 授業について ～これは使える!通常の学級 でも、特別支援学級でも～」	全教職員(希望者)	特別支援教育 センター	指導室
114	8月	3日	AM		児童生徒 指導支援	特別支援教育推進研修【選択③】 「専門職の視点による支援の方法」	全教職員(希望者)	特別支援教育 センター	指導室
115	8月	3日	PM		児童生徒 指導支援	特別支援教育推進研修【選択④】 「インクルーシブな学校を作る ～北欧の研究と実践から学べるもの～」	全教職員(希望者)	特別支援教育 センター (オンライン)	指導室
116	8月	4日	PM		学校づくり	『夢みる小学校』上映会 「～これからの学校の在り方を考える～」	各小中学校1名以上 全教職員(希望者)	渋谷学習センター	教育研究所

研修ID	月	日	時間	領域	分類	大和市主催研修会名	対象	会場	担当課	
117	8月	19日	PM	課題 解決力 向上 (1年次 研修対 象講座)	国際教育	第4回新任国際教育研修会 「～未定～」	新任国際担当者 全職員(希望者)	ベテルギウス北館	指導室	
118	8月	4日	PM		国際教育	日本語指導研修会(養成講座)① 「柳橋小学校国際教室 防災学習」	国際担当者 全職員(希望者)	大和市立柳橋 小学校	指導室	
119	8月	5日	PM		国際教育	日本語指導研修会(養成講座)② 「ことばの力のものさし～評価から指導 ・支援へ～」	国際担当者 全職員(希望者)	ポラリス	指導室	
120	8月	6日	PM		国際教育	日本語指導研修会(養成講座)③ 「文化を知り、心をつなぐ ～ミャンマーから学ぶ多文化理解～」	国際担当者 全職員(希望者)	ベテルギウス北館	指導室	
121	8月	7日	PM		国際教育	日本語指導研修会(養成講座)④ 「こんな国際教室にしたい!」 「地域に根ざした支援のあり方」	国際担当者 全職員(希望者)	ベテルギウス北館	指導室	
122	8月	27日	PM		児童生徒 指導支援	青少年相談室夏季研修講座 兼課題解決力向上研修講座 「～不登校対策支援の視点を変えればきっと 見えてくる!～」	全教職員(希望者)	生涯学習センター	青少年 相 教育研究所	
123	8月	5日	PM		健康 安全教育	課題解決力向上研修講座【健康・安全】 「新生児科医によるいのちの授業 ～ドラマ『コウノドリ』の現場から～」	健康・安全担当者 全職員(希望者)	渋谷学習センター	指導室 教育研究所	
124	9月	25日	PM		児童生徒 指導支援	第2回児童生徒指導支援研修会 兼課題解決力向上研修講座 「～スクールカウンセラー等との連携を 深めよう!～」	各小中学校1名以上 全教職員(希望者)	まほろば教室	青少年 相 教育研究所	
125	1月	未定	PM		情報教育	情報教育研修講座【情報セキュリティ】 「校内における情報セキュリティ対策について」	校長・教頭・ネットワークリー ダーのうち各校1名以上(未 受講者推奨) 全教職員(希望者)	未定	教育研究所	
201	4月	24日	PM		授業力 向上	学力・授業力	小学校理科研修講座 「～楽しみながら参加できる理科の授業力 向上研修～」	全教職員(希望者) 小学校理科専科担当・小学校3 年生担任など理科を初めて指導 する先生【推奨】	市内小学校 理科室	教育研究所
202	5月	26日	PM			学力・授業力	プログラミングロボットの活用【中学校】 ～中学校技術科～	中学校技術科教員 (希望者)	未定	教育研究所
203	5月	29日	PM			学力・授業力	授業力向上【算数科】 「解きたい!考えたい!伝えたい!があふれる算 数科の授業 ～指導主事の模擬授業から学ぶ 授業づくり～」	全教職員(希望者)	生涯学習センター	教育研究所
204	7月	21日	PM	情報教育		情報教育研修講座【授業支援】 「ロイノート基本操作・ステップアップ」	全教職員(希望者) 初任者、1～3年経験者【推奨】	各小中学校 (オンライン研修)	教育研究所	
205	7月	21日	AM	学力・授業力		理科研修講座 「【実験】小学校6年生理科「水溶液の性質」 ～実際の実験から学ぶ授業づくり～」	全教職員(希望者) 小学校6年生理科担当【推奨】	市内小学校 理科室	教育研究所	
206	7月	22日	PM	学力・授業力		授業力向上研修講座【授業づくり】 「授業マニアから学ぶ! 子どもの主体性を引き出す授業づくり」	各小中学校1名以上 全教職員(希望者)	渋谷学習センター	教育研究所	
207	7月	28日	PM	学力・授業力		授業力向上研修講座【算数科】 「講義内容調整中」	各小学校1名以上 全教職員(希望者)	渋谷学習センター	教育研究所	
208	7月	29日	PM	学力・授業力		授業力向上研修講座【特別な教科 道徳】 「子どもの心をひらく道徳授業づくり」	各小中学校1名以上 全教職員(希望者)	保健福祉センター	教育研究所	
209	8月	24日	PM	学力・授業力		授業力向上研修講座【国語科】 「主体的に深く読む国語授業のデザイン」	各小学校1名以上 全教職員(希望者)	生涯学習センター	教育研究所	

研修ID	月	日	時間	領域	分類	大和市主催研修会名	対象	会場	担当課
210	8月	26日	AM	授業力向上	学力・授業力	Yamato school session 2026内で開催 外国語授業力向上研修講座 「～ALTと一緒に磨くスモールトークカ～」	外国語担当者	生涯学習センター	指導室
211	8月	26日	未定		情報教育	Yamato school session 2026内で開催 情報教育研修講座【授業支援】 (ロイロノート)	全教職員(希望者)	生涯学習センター	教育研究所
212	10月	22日	PM		外国語教育	教育課程研究協議会 外国語教育研修会 「～講師による講義×体験×演習でつくる英語 好きを育てる小中連携～」	外国語担当者 全職員(希望者)	生涯学習センター	指導室
213	10月	30日	PM		学力・授業力	【小学校】プログラミングロボットの活用 「～小学6年理科『発電と電気の利用』を通し て～」	小学校教員(希望者) 6年生理科担当 【推奨】	未定	教育研究所
301	6月	22日	PM	人格的 資質 向上	国際教育	人格的資質向上研修講座【国際】 第2回国際教育研修会	国際担当者 全職員(希望者)	渋谷学習センター	教育研究所 指導室
302	7月	24日	PM		人権教育	人格的資質向上研修講座【人権】 「子どもを守るために大人が知っておきたいこと ～少年鑑別所心理職からのメッセージ～」	各小中学校1名以上 全教職員(希望者)	渋谷学習センター	教育研究所
303	8月	25日	PM		児童生徒 指導支援	教育研究所研修講座【自己啓発】 「アート×対話で自己を見つめる ～視点をひらき、新しい発想で『今』を変える 力を～」	各小中学校1名以上 全教職員(希望者)	生涯学習センター	教育研究所
401	5～3月 (随時)			訪問 研修	情報教育	情報訪問研修 (ICT機器活用、基本ソフト用、 Chromebook活用 等)	全教職員(希望者) 1名から可	各小中学校	教育研究所
402					理科教育	理科訪問研修(実験、授業支援)	全教職員(希望者) 1名から可	各小中学校	教育研究所
403	5～12月 (随時)				理科教育	薬品管理研修	【悉旨】 小学校理科担当(1名以上)監査 校の中学校理科担当(1名以上) ※校内に未受講者がいる場合は できる限り優先的に参加 【推奨】悉旨対象以外の中学校 理科担当	各小中学校	教育研究所
404	7月	23日	PM	講演会	教育講演会	青少年健全育成講演会兼教育講演会 「コミュニケーションは〇〇が大切 ～ちょっとした工夫で変わる子どもとの関係 づくり～」	各小中学校2名以上 全教職員(希望者)	渋谷学習センター	教育研究所 青少年相
405	8月	26日	AM	発表会	発表会	Yamato school session 2026内で開催 教育研究所研究発表会 (理科教育に関する調査研究部会)	各校管理職1名 校内研究担当者2名 R7～8研究所研究部員 全教職員(希望者)	生涯学習センター	教育研究所
406	7月	22日	PM	その他 研修	保健	市立病院小児科医師によるアナフィラキシー研 修会	各小中学校1名以上 全教職員(希望者)	大和市民病院	保健給食課
407	8月	6日	PM		保健	教職員メンタルヘルス研修講座	各小中学校1名以上 全教職員(希望者)	生涯学習センター	保健給食課
408			PM	発表会		教育課題研究推進校 発表(大野原小)	全教職員(希望者)	大野原小学校	指導室
501	4月	28日	PM	課題解決力向上① 人格的資質向上①		【初任者研修①】 教育長講話 服務について 人権教育について 初任者研修概要	初任者	保健福祉センター	指導室
502	7月	7日	PM	人格的資質向上②		【初任者研修②】 学級づくりについて 児童生徒指導について	初任者	渋谷学習センター	指導室
503	8月	21日	AM	人格的資質向上③-1		【初任者研修③】 野外炊事 第4回初任者研修に向けたミーティング	初任者	泉の森	指導室
504	8月	26日	1日	人格的資質向上③-2		【初任者研修④】 Yamato school session 2026	初任者	生涯学習センター	指導室
505	1月	19日	PM	課題解決力向上②		【初任者研修⑤】 インクルーシブ教育について 1年間のふりかえり	初任者	特別支援教育 センター	指導室

担当者会（各担当者への情報提供や協議を通して、学校力アップを図ります。）

名称	月	日	開始時間	対象	場所	備考	担当課
学校運営担当者会	4月	13日	14:00	教頭・教務・ 共同事務室長	保健福祉センター		指導室
学校図書館教育担当者会	4月 10月	15日 23日	14:30	学校図書館教育担当	生涯学習センター		
学力向上担当者会	5月 2月	12日 5日	14:30 書面	学力向上担当	生涯学習センター 書面		
国際教育研修会(担当者会)	4月 6月	7日 22日	14:30	国際担当	渋谷学習センター	研修一覧に掲載	
新任国際教育研修会(担当者会)	4月	7日	13:30	新任国際担当者	渋谷学習センター	研修一覧に掲載	
	5月	13日	15:00		ペテルギウス北館		
	6月	4日			日本語支援センター		
日本語指導研修会(担当者会)	8月	19日	13:30	新任国際担当者 国際担当は希望者	ペテルギウス北館	研修一覧に掲載	
	8月	4日			柳橋小学校		
	8月	5日	13:30		ポラリス		
	8月	6日			ペテルギウス北館		
外国語教育担当者会	4月 2月	21日 18日	15:00	外国語教育担当	生涯学習センター		
	8月	26日	9:15	外国語教育担当	生涯学習センター	研修一覧に掲載	
教育課程研究協議会 外国語教育研修講座	10月	22日	14:30	外国語教育担当	生涯学習センター	研修一覧に掲載	
小学校英語専科担当者会	年間4回程度		PM	小学校英語専科担当教員	生涯学習センターまたは 市役所		
幼保こ小連携研修会(担当者会)	5月	22日	14:30	幼保こ小連携推進担当	特別支援教育センター		
食育担当者会	6月	19日	15:00	食育担当・栄養教諭 ・栄養士	生涯学習センター		
特別支援学級担当者会	5月 10月	21日 29日	15:30	特別支援学級を 中心的に担う教諭	特別支援教育センター		
特別支援学級新担当教員研修会 (担当者会)	4月	21日	15:30	【各新担当者】 特別支援学級 通級指導教室 教育相談コーディネーター	特別支援教育センター	研修一覧に掲載	
通級指導教室担当者会	7月	6日	9:30	通級指導教室担当	特別支援教育センター		
健康・安全教育担当者会 兼 課題解決力向上 研修講座	8月	5日	14:00	健康・安全教育担当者	渋谷学習センター	研修一覧に掲載	
移動水泳担当者会	6月	30日	15:30	小学校 教務	大和市役所	引地台プール使用校 のみ	
教育相談コーディネーター担当者会	2月	8日	14:40	教育相談コーディネーター	特別支援教育センター		
ネットワークリーダー担当者会	4月	21日	15:00	ネットワークリーダー	未定	集合	研究所
	9月	11日	14:30		未定	集合	
	3月	4日	15:20		オンライン		
中学校教育相談コーディネーターと教育相談員の 情報交換会	2月	24日	14:30	中学校教育相談コーディネーター	まほろば教室	上和田中・渋谷中・下 福田中・光丘中	青少年相
	2月	26日	14:30			引地台中・大和中	
	3月	1日	14:30			つきみ野中・ 南林間中・鶴間中	
不登校対策連絡協議会 兼 不登校児童生徒支 援員研修会	5月	28日	14:30	校内教育支援センター 担当者	生涯学習センター	不登校児童生徒支援員 連絡協議会を兼ねる	青少年相
	1月	19日	15:00			不登校児童生徒支援員 連絡協議会を兼ねる	
ICT活用推進担当者会	5月	15日	14:30	ICT活用推進教諭	未定	集合	指導室 研究所
	2月	未定	書面		書面		
児童・生徒指導支援連絡協議会 兼 教育相談 コーディネーター担当者会	4月	14日	13:15	教育相談コーディネーター 及び担当者	特別支援教育センター	第2部は教育相談コディ ネーターのみ	指導室 青少年相

協議会（各担当者への情報提供や協議を通して、児童生徒指導の校内体制のアップを図ります。）

名称	月	日	開始時間	対象	場所	備考	担当課
いじめ問題対策連絡協議会(研修会)	4月	20日	14:30	児童支援中核教諭 学校生徒指導担当者	生涯学習センター	研修一覧に掲載	指導室
	11月	9日					
中学校生徒指導連絡協議会	4月	20日	13:30	学校生徒指導担当者 児童支援中核教諭 (希望者)	生涯学習センター		
	5月	25日	14:30		大和警察署		
	6月	29日					
	9月	14日					
	10月	19日					
	11月	16日					
	1月	18日					
2月	15日						
教育課程研究協議会(外国語教育)	年間12回程度						
教育課程研究協議会(次期学習指導要領)	年間12回程度						
教育課程研究協議会(中学校 総合)	年間6回程度					10月より	

講習会（安全教育に関する知識・技能のアップを図ります。）

名称	月	日	開始時間	対象	場所	備考	担当課
普通救命講習会	4月	20日	13:30	各校1名(悉皆)	消防本部		指導室
水泳安全指導法講習会	6月	5日	14:30	各校1名	引地台温水プール		
教頭研修会 兼 自衛消防訓練講習会	7月	28日	9:00	教頭+希望者	大野原小学校	研修一覧に掲載	
応急手当普及員講習会(3日間連続)	7月	31日	9:00	・北大和小・林間小・大和小 ・草柳小・深見小・桜丘小 ・渋谷小・西鶴間小 各校1名(悉皆)	消防本部		
	8月	3日					
応急手当普及員 再講習会	6月	26日	13:30	校長会にて 該当者名簿 配布済	消防本部	応急手当普及員 免許持参	
	8月	7日	9:00		特別支援教育センター		
	8月	24日	13:30				

連絡会（会計年度職員への情報共有や協議を通して、スキルアップを図ります。）

名称	月	日	開始時間	対象	場所	備考	担当課
特別支援教育ヘルパー連絡会	4月	3日	10:00	特別支援教育ヘルパー	特別支援教育センター		指導室
	6月	17日	13:30				
特別支援教育スクールアシスタント連絡会	4月	3日	13:30	特別支援教育 スクールアシスタント	特別支援教育センター		
	6月	10日					
医療的ケア看護師連絡会	5月	27日	14:00	医療的ケア看護師 (訪問看護を含む)		オンライン	
	11月	11日				オンライン	
放課後寺子屋やまこコーディネーター連絡会	4月	8日	10:30	放課後寺子屋やまこコー ディネーター	生涯学習センター		
	5月	13日			オンライン		
	6月	3日			生涯学習センター		
	7月	8日			オンライン		
	9月	16日			生涯学習センター		
	2月	3日			オンライン		
3月	3日	生涯学習センター					
放課後寺子屋やまこ学習支援員連絡会	6月	17日	14:00	放課後寺子屋やまこ学習支 援員	生涯学習センター		
放課後子ども教室チーフパートナー会議	4月	16日	10:30	放課後子ども教室チーフ パートナー	生涯学習センター		
	5月	25日					
	9月	7日					

名称	月	日	開始時間	対象	場所	備考	担当課
放課後寺子屋やまとコーディネーター連絡会及び放課後子ども教室チーフパートナー連絡会	12月	9日	10:30	放課後寺子屋やまとコーディネーター連絡会 放課後子ども教室チーフパートナー	生涯学習センター		指導室
中学校学習支援コーディネーター連絡会	4月	8日	15:00	コーディネーター	大和市役所	中学校学習支援連絡会 Co・支援員合同開催	
	9月	10日	14:00		生涯学習センター	研修会含む	
	2月	25日	15:00				
中学校学習支援員連絡会	4月	8日	15:00	支援員	大和市役所	中学校学習支援連絡会 Co・支援員合同開催	
学校司書連絡会	4月	15日	14:30	学校司書	生涯学習センター	学校図書館教育担当者 会①と合同	
	10月	23日				学校図書館教育担当者 会②と合同	
	3月	12日					
新任学校司書連絡会	4月 1週目			学校司書	勤務校	4月適宜	
不登校児童生徒支援員連絡協議会	4月	3日	10:00	不登校児童生徒支援員	まほろば教室		
	5月	28日	14:30		生涯学習センター	不登校対策連絡協議会 を兼ねる	
	6月	25日	14:00		まほろば教室		
	6月	29日					
	10月	20日					
	10月	23日					
	1月	19日	15:00	生涯学習センター	不登校対策連絡協議会 を兼ねる		